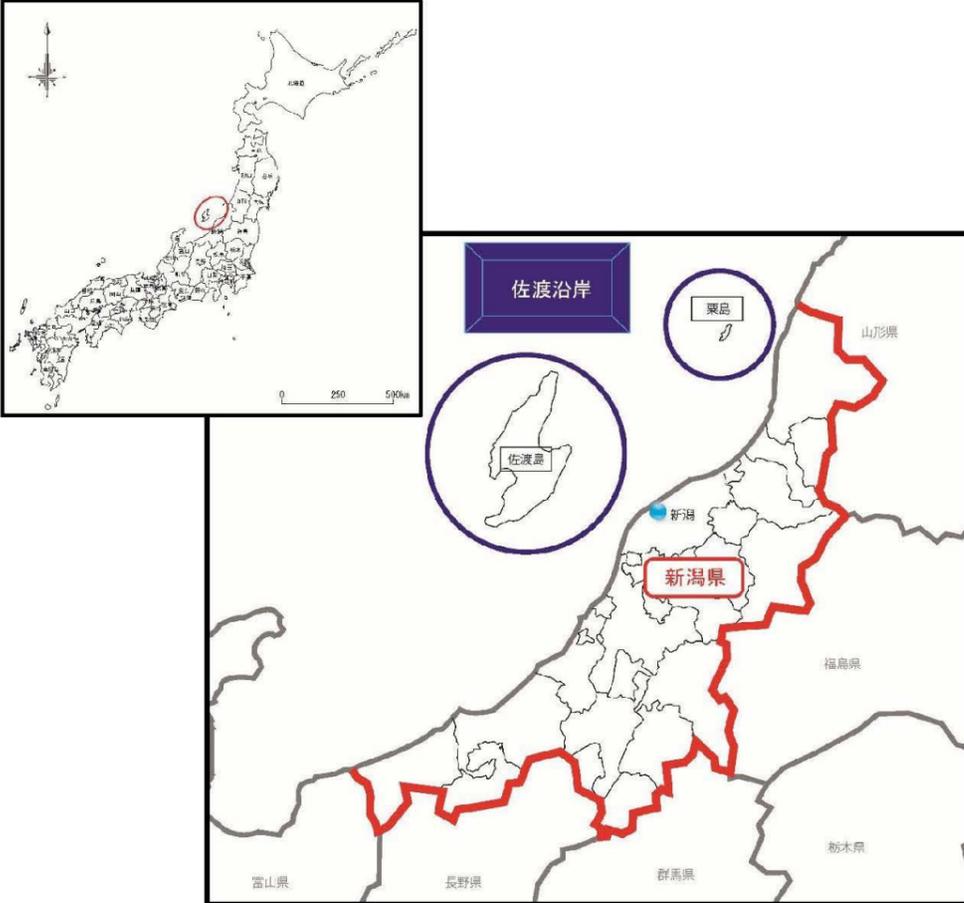


佐渡沿岸海岸保全基本計画（計画編） 新旧対照表

■表紙

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
<p style="text-align: center;">佐渡沿岸海岸保全基本計画</p>  <p style="text-align: center;">新 潟 県</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 平成 28 年 月（一部改定）</p>	<p style="text-align: center;">佐渡沿岸海岸保全基本計画</p>  <p style="text-align: center;">新 潟 県</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 平成 28 年 8 月（一部変更） 令和 8 年 〇 月（一部変更）</p>

■目次

現行計画(H28公表)	今回改定内容
目次	目次
<ul style="list-style-type: none"> まえがき..... 1 <ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定..... 1 (2) 海岸保全基本方針の基本理念..... 2 (3) 対象範囲..... 3 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 4 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 海岸の概要..... 4 <ul style="list-style-type: none"> (1) 佐渡沿岸の概況..... 4 (2) 海岸の現況..... 5 1.2 自然的特性..... 7 <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象・海象..... 7 (2) 地形・地質..... 10 (3) 水質..... 12 (4) 流入河川..... 12 (5) 生物相..... 12 (6) 海岸景観..... 14 (7) 自然環境の保全の状況..... 14 1.3 社会的特性..... 15 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口..... 15 (2) 産業..... 15 (3) 交通..... 16 (4) 歴史・文化..... 17 (5) 文化財..... 18 (6) 土地利用..... 19 (7) 海岸災害..... 19 (8) 沿岸域の利用の現況..... 21 (9) 防災..... 23 (10) 関連する法規制..... 24 (11) 関連する諸計画..... 25 (12) 海岸への要請..... 27 1.4 沿岸の長期的な在り方..... 31 <ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸の課題..... 31 (2) 海岸保全の目標..... 34 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 39 <ul style="list-style-type: none"> 2.1 沿岸のゾーニング..... 39 2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策..... 39 2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定..... 42 2.4 海岸保全施設の諸元の整理..... 42 <ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸内の区域の整理..... 42 (2) 海岸保全施設の種類及び規模..... 42 (3) 受益の地域とその状況..... 42 (4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項..... 42 3. 計画の見直しと留意すべき事項 59 	<ul style="list-style-type: none"> (まえがき)..... 1 <ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定..... 1 (2) 海岸保全基本方針の基本理念..... 3 (3) 対象範囲..... 4 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 5 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 海岸の概要..... 5 <ul style="list-style-type: none"> (1) 佐渡沿岸の概況..... 5 (2) 海岸の現況..... 6 1.2 自然的特性..... 8 <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象・海象..... 8 (2) 地形・地質..... 10 (3) 水質..... 12 (4) 流入河川..... 12 (5) 生物相..... 12 (6) 海岸景観..... 14 (7) 自然環境の保全の状況..... 14 1.3 社会的特性..... 15 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口..... 15 (2) 産業..... 15 (3) 交通..... 16 (4) 歴史・文化..... 17 (5) 文化遺産..... 18 (6) 土地利用..... 19 (7) 海岸災害..... 19 (8) 沿岸域の利用の現況..... 21 (9) 防災..... 23 (10) 関連する法規制..... 24 (11) 関連する諸計画..... 25 (12) 海岸への要請..... 29 1.4 沿岸の長期的な在り方 33 <ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸の課題..... 33 (2) 海岸保全の目標..... 37 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 44 <ul style="list-style-type: none"> 2.1 沿岸のゾーニング..... 44 2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策..... 45 2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定..... 48 <ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域..... 48 (2) 海岸保全施設の存する区域..... 48 2.4 海岸保全施設の諸元の整理 49 <ul style="list-style-type: none"> (1) 沿岸内の区域の整理..... 49 (2) 海岸保全施設の種類及び規模..... 49 (3) 受益の地域とその状況..... 49 (4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項..... 49 3. 計画の見直しと留意すべき事項 74

■ (まえがき)

現行計画(H28 公表)	今回改定内容
<p>(まえがき)</p> <p>(1)海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定</p> <p>佐渡沿岸は、日本海に浮かぶ日本最大の離島である佐渡島と粟島からなり、優れた自然環境が多く残された貴重な地域である。このような地域の中で、海は古来より豊富な水産資源の場でもあり、水産・観光資源として地域住民にかけがえない生活環境を提供してきた。これにより、海岸部には多くの集落や道路などの公共施設が集中していくこととなった。しかしながら、海岸には日本海特有の冬季風浪や台風などによる高波が頻繁に来襲するため、越波被害発生や海岸侵食の進行があり、海岸の背後の資産ならびに貴重な環境資源、景観資源が脅威にさらされている。</p> <p>そのため、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、防護は最重要課題であることは変わらず、越波浸水や海岸侵食に対する保全効果の早期発現が求められていて、さらに近年では、自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、より高い次元での調和が求められている。</p> <p>このような背景の中で、海岸の担うべき役割には多大なものがあり、総合的・計画的に整備が推進され、効果的にその機能が発揮される必要がある。</p> <p>このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、佐渡沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められるようになってきている。こうした状況を踏まえて、平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。このような海岸法の改正を受けて、旧海岸4省庁（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省）の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分：沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された佐渡沿岸においても、これに基づき「佐渡沿岸海岸保全基本計画」を策定し、この計画に基づく防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を実施するものとする。</p>	<p>(まえがき)</p> <p>(1)海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定</p> <p>佐渡沿岸は、日本海に浮かぶ日本最大の離島である佐渡島と粟島からなり、優れた自然環境が多く残された貴重な地域である。このような地域の中で、海は古来より豊富な水産資源の場でもあり、水産・観光資源として地域住民にかけがえない生活環境を提供してきた。これにより、海岸部には多くの集落や道路などの公共施設が集中していくこととなった。しかしながら、海岸には日本海特有の冬季風浪や台風などによる高波が頻繁に来襲するため、越波被害発生や海岸侵食の進行があり、海岸の背後の資産ならびに貴重な環境資源、景観資源が脅威にさらされている。</p> <p>そのため、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、防護は最重要課題であることは変わらず、越波浸水や海岸侵食に対する保全効果の早期発現が求められるとともに、自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、より高い次元での調和が求められている。</p> <p>このような背景の中で、海岸の担うべき役割には多大なものがあり、総合的・計画的に整備が推進され、効果的にその機能が発揮される必要がある。</p> <p>このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、佐渡沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められ、こうした状況を踏まえて、平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。このような海岸法の改正を受けて、旧海岸4省庁（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省）の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分：沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された佐渡沿岸においても、これに基づき「佐渡沿岸海岸保全基本計画」を平成15年3月に策定した。</p> <p>その後、平成26年6月に海岸法の一部を改正する法律が公布され、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進や水門等の操作規則等の策定に加え、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることが明記された。この海岸法の改正内容を踏まえ、平成28年8月に海岸保全基</p>

■ (まえがき)

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>本計画へ「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」について追記する変更を行った。</p> <p>また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書（平成26年）では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とされている。気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策が急務である。このような背景から、国により令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動に伴う平均海面上昇や、台風の強大化などの外力の長期変化等を十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進するものとし、それらのことを反映した海岸保全基本計画をここに変更するものである。</p>

■ (まえがき)

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(2)海岸保全基本方針の基本理念</p> <p>海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。</p> <p>また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。</p> <p>これらのことから、国民の共有財産として</p> <p>「美しく、安全で、いきいきした海岸」</p> <p>を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。</p> <p>この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。</p> <p>2</p>	<p>(2)海岸保全基本方針の基本理念</p> <p>海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。</p> <p>また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。</p> <p>これらのことから、国民の共有財産として</p> <p>「美しく、安全で、いきいきした海岸」</p> <p>を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。</p> <p>この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。</p> <p>3</p>

■ (まえがき)

現行計画(H28公表)

(3)対象範囲

当基本計画策定の対象は、「海岸保全基本方針」で定められた、佐渡島と粟島の沿岸区分：佐渡沿岸（1市1村）である。

表-0.3.1 佐渡沿岸として海岸保全基本計画を策定する範囲

県名	沿岸名	区域	
新潟	佐渡	佐渡島	粟島



図-0.3.1 佐渡沿岸として海岸保全基本計画を策定する範囲

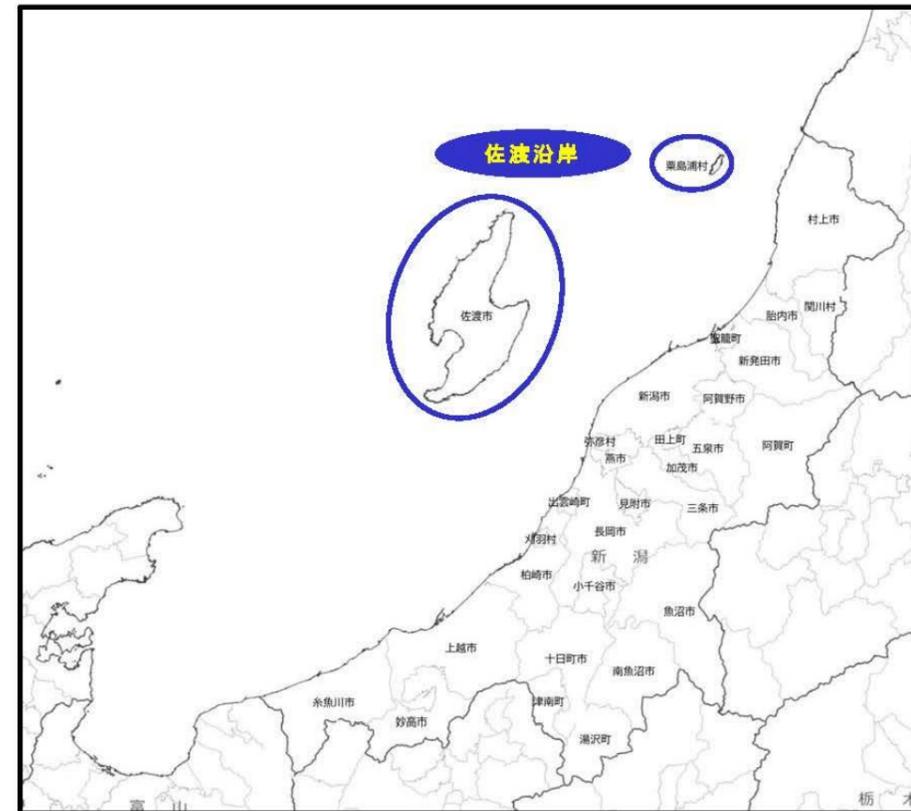
今回改定内容

(3)対象範囲

当基本計画策定の対象は、「海岸保全基本方針」で定められた、佐渡島と粟島の沿岸区分：佐渡沿岸（1市1村）である。

表-0.3.1 佐渡沿岸として海岸保全基本計画を策定する範囲

県名	沿岸名	区域	
新潟	佐渡	佐渡島	粟島



※地理院タイル(白地図)を加工して作成

図-0.3.1 佐渡沿岸として海岸保全基本計画を策定する範囲

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 1 海岸の概要

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>1. 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 1 海岸の概要</p> <p>(1)佐渡沿岸の概況</p> <p>佐渡島は、新潟市の西約40kmの日本海に位置し、南北約60km、東西31km、面積約854km²の日本最大の離島である。</p> <p>また、粟島は、村上市の北西約35kmに位置し、周囲18.5km、面積10km²で北北東から南南西にのびる細長い丘陵性の島である。</p> <p>佐渡・粟島沿岸域は、夏季に静穏で、冬季には北西の季節風により高波浪が来襲する特性を有している。よって、これら冬季風浪を直接受ける大佐渡の外海府海岸や粟島の西海岸に比べ、佐渡海峡に面する小佐渡の前浜海岸や粟島の東海岸に来襲する波浪は相対的に小さい。</p> <p>地形は、佐渡、粟島ともに山地が海岸線まで迫るという特性を有しており、大佐渡と小佐渡との間に形成されている国仲平野を除いて、沿岸に幅の狭い平地がわずかに形成されているという海岸がほとんどである。気候は、冬季における降雪が県本土部と比べると少ないことが特徴である。</p> <p>沿岸域には、佐渡の尖閣湾、小木海岸、素浜や粟島の西海岸などに代表される様々なタイプの海岸が構成され、澄んだ海域と相まって、ほぼ全域で良好な海岸景観が形成されている。</p> <p>また、これらの地域を中心として、佐渡弥彦米山国定公園をはじめとする3つの自然公園や名勝などに指定され、天然記念物などを含む貴重で豊かな自然環境が形成されている。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p>1. 海岸の保全に関する基本的な事項</p> <p>1. 1 海岸の概要</p> <p>(1)佐渡沿岸の概況</p> <p>佐渡島は、新潟市の西約40kmの日本海に位置し、南北約60km、東西31km、面積約854km²の日本最大の離島である。</p> <p>また、粟島は、村上市の北西約35kmに位置し、周囲18.5km、面積10km²で北北東から南南西にのびる細長い丘陵性の島である。</p> <p>佐渡・粟島沿岸域は、夏季に静穏で、冬季には北西の季節風により高波浪が来襲する特性を有している。よって、これら冬季風浪を直接受ける大佐渡の外海府海岸や粟島の西海岸に比べ、佐渡海峡に面する小佐渡の前浜海岸や粟島の東海岸に来襲する波浪は相対的に小さい。</p> <p>地形は、佐渡、粟島ともに山地が海岸線まで迫るという特性を有しており、大佐渡と小佐渡との間に形成されている国仲平野を除いて、沿岸に幅の狭い平地がわずかに形成されているという海岸がほとんどである。気候は、冬季における降雪が県本土部と比べると少ないことが特徴である。</p> <p>沿岸域には、佐渡の尖閣湾、小木海岸、素浜や粟島の西海岸などに代表される様々なタイプの海岸が構成され、澄んだ海域と相まって、ほぼ全域で良好な海岸景観が形成されている。</p> <p>また、これらの地域を中心として、佐渡弥彦米山国定公園をはじめとする3つの自然公園や名勝などに指定され、天然記念物などを含む貴重で豊かな自然環境が形成されている。</p> <p style="text-align: center;">5</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 1 海岸の概要

現行計画(H28公表)	今回改定内容																
<p>(2)海岸の現況</p> <p>佐渡沿岸の海岸総延長は約 300.6km で、このうち佐渡島が約 277.5km、粟島が約 23.1km となっている。</p> <p>海岸総延長とその内訳等は、次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">表-1.1.1 海岸の概要</p> <table border="1" data-bbox="371 657 1329 720"> <thead> <tr> <th>国土交通省河川局所管</th> <th>国土交通省港湾局所管</th> <th>農林水産省水産庁所管</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 199.1km</td> <td>約 32.9km</td> <td>約 68.6km</td> <td>約 300.6km</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料；平成13年度版海岸統計による)</p> <p>【参考】海岸統計による延長の分類について</p> <p>海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾区域内の海岸線延長；国土交通省港湾局所管 ○漁港区域内の海岸線延長；農林水産省水産庁所管 ○港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長；国土交通省河川局所管 <p style="text-align: center;">5</p>	国土交通省河川局所管	国土交通省港湾局所管	農林水産省水産庁所管	計	約 199.1km	約 32.9km	約 68.6km	約 300.6km	<p>(2)海岸の現況</p> <p>佐渡沿岸の海岸総延長は約 304.6km で、このうち佐渡島が約 281.5km、粟島が約 23.1km となっている。</p> <p>海岸総延長とその内訳等は、次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">表-1.1.1 海岸の概要</p> <table border="1" data-bbox="1635 695 2594 783"> <thead> <tr> <th>国土交通省 水管理・国土保全局所管</th> <th>国土交通省港湾局所管</th> <th>農林水産省水産庁所管</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約 202.0km</td> <td>約 33.6km</td> <td>約 69.0km</td> <td>約 304.6km</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料；令和6年度版海岸統計による)</p> <p>【参考】海岸統計による延長の分類について</p> <p>海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾区域内の海岸線延長；国土交通省港湾局所管 ○漁港区域内の海岸線延長；農林水産省水産庁所管 ○港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長； 国土交通省水管理・国土保全局所管 <p style="text-align: center;">6</p>	国土交通省 水管理・国土保全局所管	国土交通省港湾局所管	農林水産省水産庁所管	計	約 202.0km	約 33.6km	約 69.0km	約 304.6km
国土交通省河川局所管	国土交通省港湾局所管	農林水産省水産庁所管	計														
約 199.1km	約 32.9km	約 68.6km	約 300.6km														
国土交通省 水管理・国土保全局所管	国土交通省港湾局所管	農林水産省水産庁所管	計														
約 202.0km	約 33.6km	約 69.0km	約 304.6km														

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 1 海岸の概要

現行計画(H28公表)



図-1.1.1 佐渡沿岸海岸概要図

今回改定内容



※地理院タイル(淡色地図)を加工して作成
図-1.1.1 佐渡沿岸海岸概要図

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>1. 2 自然的特性</p> <p>(1)気象・海象</p> <p>1)気象</p> <p>①気温 新潟地方気象台相川測候所によると、相川の1971年から2000年の30年間の平均気温は、13.6℃である。月平均気温が最も高いのは8月の25.7℃、最も低いのは2月の3.4℃であり、年較差は約22℃となっている。相川で観測された最高気温は1978年8月の37.0℃であり、最低気温は1915年1月の-7.5℃である。 県本土部と比較すると、佐渡島の冬季の平均的な気温は対馬暖流の影響で約1℃高く、また夏季は約1℃低い。 (図-1.2.1 相川・新潟の月別平均気温)</p> <p>②降水量 相川における年間降水量は、1971年から2000年までの30年間の平均で1514.1mmであり、新潟観測所の年間降水量1775.8mmに比べてやや少ない。 月平均降水量でみると、7月の154.2mmが最も多く、3月の91.8mmが最も少ない。また、佐渡島における降雪日数は1971年から2000年までの30年間の平均で41日と新潟観測所の58日と比べ17日も少ない。 (図-1.2.2 相川・新潟の月別降水量) (図-1.2.3 相川・新潟の月別降雪日数)</p> <p>③風 佐渡島の両津港では、全風ではSWの風が卓越し、強風ではSWとNの風が卓越する。小木港は両津港とは異なり、どちらかという海岸線に沿う方向のWSW、W及びWNWの3方向から強風が出現する頻度が高い。 全風ではN～Wの出現頻度が高く、際立った偏りは見られない。 粟島の粟島漁港では、全風的には、SE、ESEの風向が卓越するが、強風は、WNWが卓越する。釜谷漁港では、風向頻度に顕著な偏りは見られず、多方向から風が吹いている。 (表-1.2.1 佐渡の港湾における風向別の出現頻度) (図-1.2.4 佐渡の港湾における風配図) (図-1.2.5 粟島の漁港における風配図)</p>	<p>1. 2 自然的特性</p> <p>(1)気象・海象</p> <p>1)気象</p> <p>①気温 新潟地方気象台相川測候所によると、相川の1991年から2020年の30年間の平均気温は、14.1℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.0℃、最も低いのは1月、2月の4.0℃であり、年較差は約22℃となっている。 県本土部と比較すると、佐渡島の冬季の平均的な気温は対馬暖流の影響で約1℃高く、また夏季は約1℃低い。 (図-1 相川・新潟の月別平均気温)</p> <p>②降水量 相川における年間降水量は、1991年から2020年までの30年間の平均で1572.5mmであり、新潟観測所の年間降水量1845.9mmに比べてやや少ない。 月平均降水量でみると、7月の207.3mmが最も多く、2月の91.6mmが最も少ない。 (図-2 相川・新潟の月別降水量) (図-3 相川・新潟の月別降雪日数)</p> <p>③風 佐渡島の両津では、全風では南西、北東の風が卓越し、8m/s以上の強風では南西の風が卓越する。羽茂は全風では北北東の風が卓越し、強風では逆方向の南南西の風が卓越する。 粟島では、全風では、南南西、北東、北西の風向が卓越するが、8m/s以上の強風は、南が卓越する。 (表-1 佐渡・粟島における風速別・風向別の出現頻度) (図-4 佐渡・粟島における風速別出現頻度グラフ・風配図)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>④水温</p> <p>佐渡島周辺の水温は、表層では年間を通して9～27℃程度の幅で変化しており、水深が深くなるとともに変動幅が小さくなり、水深100mでは10～15℃、水深200mでは5℃前後となる。全体的にみると、平成13年の表面水温の平年差をみると、全体的に「平年並み」か「やや高い」状況にあり、少ないデータではあるが、水温の上昇がうかがえる。</p> <p>(図-1.2.6 佐渡・粟島周辺における層別水温水平分布)</p> <p>2)海象</p> <p>①波浪</p> <p>佐渡島では、北端の弾崎沖水深54m地点で波高、周期が観測されている。月平均有義波高で見ると、冬季に高く、夏季に低くなる日本海共通の特性を持つ。特に12月～2月の月平均有義波高は2mを超えており、周期は7秒程度と長い。月最大波高は、9～10月の台風期と、12～4月の冬期に10mを超えており、周期は10秒以上のうねり性の高波浪が来襲している。</p> <p>両津港と小木港では、北端の弾崎沖で観測された結果を基に波浪推算を実施している。それによれば、両津港は波高25cm未満の静穏時が全体の約60%を占め、残りは、ENE～NNEの波となり、特にNEの波が約67%（全体では26%）と卓越する。小木港でも静穏時が全体の約50%を占め、残りは、WSW～SW、そしてEの波となり、特にWSWの波が約80%（全体では約37%）が卓越する。</p> <p>また、波浪推算の結果によれば、両港ともに2mを越える波が非常に少なく、さほど大きく発達しないと推測されている。</p> <p>(図-1.2.7 弾崎における波高別波高出現頻度分布) (図-1.2.8 弾崎における波高・周期別出現頻度分布) (図-1.2.9 両津港における波向別出現頻度分布) (図-1.2.10 小木港における波向別出現頻度分布)</p> <p>②潮位</p> <p>佐渡島では、両津港及び小木港において潮位が観測されている。両津港における朔望平均満潮位(H.W.L.)はC.D.L.+0.300m、朔望平均干潮位(L.W.L.)はC.D.L.-0.144mであり、潮位差は0.444mと小さい。同様に、小木港の潮位も両津港と同じく0.444mであり、いずれも50cm程度と潮位差の小さい日本海沿岸に共通の潮位特性を示している。</p> <p>(図-1.2.11 佐渡における潮位)</p>	<p>④水温</p> <p>佐渡島周辺の水温は、年間を通して12～23℃程度の幅で変化している。</p> <p>(図-5 佐渡・粟島周辺における水温水平分布)</p> <p>2)海象</p> <p>①波浪</p> <p>佐渡島では、北端の弾崎沖水深54m地点で波高、周期が観測されている。月平均有義波高で見ると、冬季に高く、夏季に低くなる日本海共通の特性を持つ。特に12月～2月の月平均有義波高は2mを超えており、周期は7秒程度と長い。月最大波高は、9～10月の台風期と、12月、2～4月の冬期に10mを超えており、周期は10秒以上のうねり性の高波浪が来襲している。</p> <p>両津港と小木港では、北端の弾崎沖で観測された結果を基に波浪推算を実施している。それによれば、両津港は波高25cm未満の静穏時が全体の約60%を占め、残りは、東北東～北北東の波となり、特に北東の波が約67%（全体では26%）と卓越する。小木港でも静穏時が全体の約50%を占め、残りは、西南西～南西、そして東の波となり、特に西南西の波が約80%（全体では約37%）が卓越する。</p> <p>また、波浪推算の結果によれば、両港ともに2mを越える波が非常に少なく、さほど大きく発達しないと推測されている。</p> <p>(図-6 弾崎における波高別波高出現頻度分布) (図-7 弾崎における波高・周期別出現頻度分布) (図-8 両津港における波向別出現頻度分布) (図-9 小木港における波向別出現頻度分布)</p> <p>②潮位</p> <p>佐渡島では、両津港及び小木港において潮位が観測されている。各港湾の潮位の変動は小さく、一般的な日本海沿岸の特性となっている。朔望平均の干満差は両津港、小木港でそれぞれ44cmの小さい潮差となっている。</p> <p>(図-10 佐渡における潮位)</p> <p>③流況</p> <p>日本海には、通年、対馬暖流が能登半島沖の大和堆（南西）から津軽海峡（北西）に向けて流れている。</p> <p>(図-11 佐渡・粟島周辺における季節別海流図)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>③流況</p> <p>日本海には、通年、対馬暖流が能登半島沖の大和堆（南西）から津軽海峡（北西）に向けて流れている。この分流が、新潟県や富山県付近の沿岸に向かって流れているが、能登半島や佐渡島、新潟県の滑らかな凸凹型の海岸線の影響から顕著な一方向流は見られず、複雑な流れとなっている。</p> <p>佐渡島と本土の角田岬で佐渡海峡が狭められている影響により、角田岬以北と以南で流れが分断されている。冬季と春季では0.2～0.5ノット程度の流速で複雑な流れを形成し、顕著な一方向流は見られない。夏季では角田岬以北で0.6～1.9ノット程度の時計回りの流れが発生し、逆に、角田岬以南では同程度の流速の反時計回りの流れが発生している。さらに、直江津沖では1.0～1.9ノットの大きな時計回りの流れが発生するという風に複雑な流れ場を形成している。秋季には沿岸全域に渡って一方向流の形成がみられ、0.6～0.9ノットの流速で南から北の海岸線に沿うような流れがみられる。</p> <p>佐渡島周辺に限定してみれば、佐渡島の真野湾側で北西方向の流れが、大佐渡北岸を北西に沿う流れと小佐渡南岸に沿う流れに分断され、小佐渡側の流れは、秋季以外は角田岬の影響により、佐渡海峡を通過せず、時計回りに角田岬以南の本土沿岸に沿うように南下し、直江津周辺で再度沖へと戻るといった複雑な流れを見せる。</p> <p>(図-1.2.12 佐渡・粟島周辺における季節別海流図)</p>	

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(2)地形・地質</p> <p>1)地形</p> <p>佐渡島は、南北に約60km、最大幅約31kmで中央部が両津湾と真野湾によりくびれた独特の形状をしており、北西部の大佐渡と南東部の小佐渡に分かれ、中央部に国仲平野が広がっている。大佐渡は、金北山や妙見山が主峰を連ねており、日本海側の尖閣湾や外海府海岸に代表されるように崖海岸の荒々しいイメージが強い。これと対象的に小佐渡は緩やかな起伏に富む山並みを持っており、佐渡海峡側の海岸線は大佐渡に比べると凹凸の少ない静かなイメージを持っている。また、佐渡島全体の約7割以上が山地であり、海岸近傍まで山が迫っている地域が多く、国仲平野を除くと平坦な土地が少ない。</p> <p>佐渡の中央部には、佐渡最大の河川である国府川が南へと流下し、真野湾に注いでいる。</p> <p>小佐渡中央付近には、鴻ノ瀬鼻と呼ばれる独特の砂嘴地形が存在する。</p> <p>粟島は、北北東から南南西方向に横たわる長さ7km、最大幅2kmの小島である。島の長軸方向に標高200m内外の山稜が伸び、低地は極めて少ない。</p> <p>(図-1.2.13 佐渡・粟島の地形)</p> <p>2)地質</p> <p>佐渡地域は、東北日本海沿岸のいわゆるグリーンタフ地域内に位置し、新第三系と第四系の堆積岩及び第三紀と白亜紀の火成岩から成る。先新第三系は佐渡島の地質の基盤を成すものであり、大佐渡北端部と中部の小野見川流域及び小佐渡中央部南岸の多田付近に小規模な露出がある。したがって、多くは新第三系、または第四系の堆積岩から構成されているが、特に外海府海岸一帯は第三紀火成岩から成る海蝕崖が発達している。また、小佐渡南端の小木半島の先端一帯には、中新世の玄武岩の一部が枕状構造を呈して露出しており、特殊な海蝕崖を形成している。</p> <p>粟島の地質は新第三系の火山岩から成る。</p> <p>(図-1.2.14 佐渡・粟島の地質)</p> <p>3)海底地形</p> <p>北方の特徴的な海底地形としては、大佐渡の北端に位置する弾崎の北約25kmに水深200m程度の瓢箪礁と、弾崎の直ぐ東、両津湾の前面に水深300m程度の最上舟状海盆がある。また、南方には、小佐渡の南東部の水深500m以上に達する佐渡海盆がある。さらに、姫崎東方の佐渡海峡には水深100m程度の浅瀬が存在している。</p> <p>等深線形状でみると、真野湾の前面と小佐渡の南一部を除き、水深100mの等深線が海岸線に沿うように位置しており、全体的には海底勾配が急な海</p>	<p>(2)地形・地質</p> <p>1)地形</p> <p>佐渡島は、南北に約60km、最大幅約31kmで中央部が両津湾と真野湾によりくびれた独特の形状をしており、北西部の大佐渡と南東部の小佐渡に分かれ、中央部に国仲平野が広がっている。大佐渡は、金北山や妙見山が主峰を連ねており、日本海側の尖閣湾や外海府海岸に代表されるように崖海岸の荒々しいイメージが強い。これと対象的に小佐渡は緩やかな起伏に富む山並みを持っており、佐渡海峡側の海岸線は大佐渡に比べると凹凸の少ない静かなイメージを持っている。また、佐渡島全体の約7割以上が山地であり、海岸近傍まで山が迫っている地域が多く、国仲平野を除くと平坦な土地が少ない。</p> <p>佐渡の中央部には、佐渡最大の河川である国府川が南へと流下し、真野湾に注いでいる。</p> <p>小佐渡中央付近には、鴻ノ瀬鼻と呼ばれる独特の砂嘴地形が存在する。</p> <p>粟島は、北北東から南南西方向に横たわる長さ7km、最大幅7kmの小島である。島の長軸方向に標高200m内外の山稜が伸び、低地は極めて少ない。</p> <p>(図-12 佐渡・粟島の地形)</p> <p>2)地質</p> <p>佐渡地域は、東北日本海沿岸のいわゆるグリーンタフ地域内に位置し、新第三系と第四系の堆積岩及び第三紀と白亜紀の火成岩から成る。先新第三系は佐渡島の地質の基盤を成すものであり、大佐渡北端部と中部の小野見川流域及び小佐渡中央部南岸の多田付近に小規模な露出がある。したがって、多くは新第三系、または第四系の堆積岩から構成されているが、特に外海府海岸一帯は第三紀火成岩から成る海蝕崖が発達している。また、小佐渡南端の小木半島の先端一帯には、中新世の玄武岩の一部が枕状構造を呈して露出しており、特殊な海蝕崖を形成している。</p> <p>粟島の地質は新第三系の火山岩から成る。</p> <p>(図-13 佐渡・粟島の地質)</p> <p>3)海底地形</p> <p>北方の特徴的な海底地形としては、大佐渡の北端に位置する弾崎の北約25kmに水深200m程度の瓢箪礁と、弾崎の直ぐ東、両津湾の前面に水深300m程度の最上舟状海盆がある。また、南方には、小佐渡の南東部の水深500m以上に達する佐渡海盆がある。さらに、姫崎東方の佐渡海峡には水深100m程度の浅瀬が存在している。</p> <p>等深線形状でみると、真野湾の前面と小佐渡の南一部を除き、水深100mの等深線が海岸線に沿うように位置しており、全体的には海底勾配が急な海</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>岸が多いといえよう。特に、小佐渡の姫崎から鴻ノ瀬鼻までの前面は、1/10程度の急な海底勾配が水深200m以上にまで達している。これに対して鴻ノ瀬鼻から小佐渡南端の小木町までは、徐々に1/100～1/150程度まで海底勾配が緩くなる。また、大佐渡の外洋側では、1/10～1/20と急峻な勾配である。また、真野湾の前面でも1/100～1/150程度の非常に緩やかな海底勾配を持っている。一方、両津湾はすぐ前面に海盆が存在することもあって、水深50m程度までと200～300m程度までは海底勾配が1/100～1/150と緩いのに対し、水深50～200m付近は1/10～1/20と急峻である。</p> <p>粟島周辺では、水深60mまで海岸線とほぼ平行な等深線形状を有しており、海底勾配が1/10程度と急である。それ以深では、北東側で水深約300m程度まで急な斜面が続くのに対し、南東側では緩やかになっている。</p> <p>(図-1.2.15 佐渡・粟島周辺の海底地形)</p> <p>4)海底の底質</p> <p>大佐渡の北端に位置する弾崎から小佐渡南端までと両津湾周辺では、海岸線に沿って岩礁が分布している。その外側には分級度の高い砂質土が佐渡島を取り囲むように分布しており、粒径が急激に変化する特徴を持っている。また、小佐渡の南東部前面には砂質土が海岸線沿いに分布している。シルトと粘土質がこれらの沖側に分布しているが、両津湾のみ海岸線近傍まで礫質の非常に細かい底質が分布している。なお、礫質の分布が明瞭なのは、真野湾の前面付近のみである。</p> <p>粟島周辺は、岩石性～礫質の底質であるが、その周りには分級度の高い砂質土が分布している。</p> <p>(図-1.2.16 佐渡・粟島周辺の海底底質)</p> <p>5)貴重な地形・地質</p> <p>新潟県全域を対象とした「新潟のすぐれた自然」(新潟県 昭和58年)、及び「続・新潟のすぐれた自然」(新潟県 平成5年)において、自然保護上特に重要な対象を選定し、総合的な調査が実施されている。</p> <p>自然保護上特に重要な地形・地質として、佐渡で22ヶ所、粟島で2ヶ所が選定されている。</p> <p>(図-1.2.17 佐渡・粟島における貴重な地形・地質)</p>	<p>岸が多いといえよう。特に、小佐渡の姫崎から鴻ノ瀬鼻までの前面は、1/10程度の急な海底勾配が水深200m以上にまで達している。これに対して鴻ノ瀬鼻から小佐渡南端の沢崎までは、徐々に1/100～1/150程度まで海底勾配が緩くなる。また、大佐渡の外洋側では、1/10～1/20と急峻な勾配である。また、真野湾の前面でも1/100～1/150程度の非常に緩やかな海底勾配を持っている。一方、両津湾はすぐ前面に海盆が存在することもあって、水深50m程度までと200～300m程度までは海底勾配が1/100～1/150と緩いのに対し、水深50～200m付近は1/10～1/20と急峻である。</p> <p>粟島周辺では、水深60mまで海岸線とほぼ平行な等深線形状を有しており、海底勾配が1/10程度と急である。それ以深では、北東側で水深約300m程度まで急な斜面が続くのに対し、南東側では緩やかになっている。</p> <p>(図-14 佐渡・粟島周辺の海底地形)</p> <p>4)海底の底質</p> <p>大佐渡の北端に位置する弾崎から小佐渡南端までと両津湾周辺では、海岸線に沿って岩礁が分布している。その外側には分級度の高い砂質土が佐渡島を取り囲むように分布しており、粒径が急激に変化する特徴を持っている。また、小佐渡の南東部前面には砂質土が海岸線沿いに分布している。シルトと粘土質がこれらの沖側に分布しているが、両津湾のみ海岸線近傍まで礫質の非常に細かい底質が分布している。なお、礫質の分布が明瞭なのは、真野湾の前面付近のみである。</p> <p>粟島周辺は、岩石性～礫質の底質であるが、その周りには分級度の高い砂質土が分布している。</p> <p>(図-15 佐渡・粟島周辺の海底底質)</p> <p>5)貴重な地形・地質</p> <p>新潟県全域を対象とした「新潟のすぐれた自然」(新潟県 昭和58年)、及び「続・新潟のすぐれた自然」(新潟県 平成5年)において、自然保護上特に重要な対象を選定し、総合的な調査が実施されている。</p> <p>自然保護上特に重要な地形・地質として、佐渡で22ヶ所、粟島で2ヶ所が選定されている。</p> <p>(図-16 佐渡・粟島における貴重な地形・地質)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(3)水 質</p> <p>佐渡沿岸域では、真野湾3地点(A類型)、小木港2地点(A類型)、両津湾7地点(加茂湖ではB類型、他はA類型)と国府川下流の国府橋の計11地点で水質測定が実施されているが、いずれの測定地点においても環境基準をおおむね達成しており、良好な水質が保たれている。</p> <p>(表-1.2.2 河川の環境基準(BOD)達成状況) (表-1.2.3 海域・湖沼の環境基準(COD)達成状況) (図-1.2.18 佐渡沿岸の水質環境基準達成状況)</p> <p>(4)流入河川</p> <p>一級河川はなく、二級河川の国府川、羽茂川など81の河川が直接佐渡島の沿岸に流入している。なお粟島沿岸には河川は流入していない。</p> <p>(図-1.2.19 佐渡沿岸に流入する河川)</p> <p>(5)生物相</p> <p>1)植 生</p> <p>環境庁の「自然環境保全基礎調査」によれば、自然保護上貴重な植物群落として、第2回では26地域、第3回では5地域選定されている。また「新潟県のすぐれた自然」には、貴重な植生として佐渡島の4地域と粟島の北海岸が選定されている。</p> <p>「レッドデータブックにいがた」によると、維管束植物のハマベンケイソウ(絶滅危惧I類)などが、波浪による侵食や防護のための護岸工事、人々による踏みつけなどにより、生息・生育条件が悪化していると報告されている。</p> <p>(図-1.2.20 佐渡・粟島における貴重な植物群落) (資料:レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(維管束植物))</p>	<p>(3)水 質</p> <p>佐渡沿岸域では、真野湾3地点(A類型)、小木港2地点(A類型)、両津湾6地点(加茂湖ではB類型、他はA類型)および国府橋の計12地点で水質測定が実施されている。令和5年の測定結果では、両津湾(丙水域)の2地点と真野湾の1地点を除く測定地点において環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。</p> <p>(表-2 佐渡・粟島周辺(海域)の水質基準達成状況) (表-3 佐渡・粟島周辺(河川)の水質基準達成状況)</p> <p>(4)流入河川</p> <p>一級河川はなく、二級河川の国府川、羽茂川など81の河川が直接佐渡島の沿岸に流入している。なお粟島沿岸には河川は流入していない。</p> <p>(図-17 佐渡沿岸に流入する河川)</p> <p>(5)生物相</p> <p>1)植 生</p> <p>環境庁の「自然環境保全基礎調査」によれば、自然保護上貴重な植物群落として、第2回では26地域、第3回では5地域、第5回では1地域が選定されている。</p> <p>「レッドデータブックにいがた」によると、維管束植物のハマベンケイソウ(新潟県絶滅危惧I類)などが、波浪による侵食や防護のための護岸工事、人々による踏みつけなどにより、生息・生育条件が悪化していると報告されている。</p> <p>(図-18 佐渡・粟島における貴重な植物群落) (資料:レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(維管束植物))</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2)動物</p> <p>①哺乳類 「第4回自然環境保全調査」の調査対象となる7種の哺乳類のうち、佐渡島にはタヌキの分布が確認されている。なお粟島には哺乳類の分布は確認されていない。 (図-1.2.21 佐渡・粟島における哺乳類の分布状況)</p> <p>②その他の貴重な動物 哺乳類以外の貴重な動物としては、両生類・爬虫類及び昆虫類が広く分布しているが、淡水魚類は新穂村で1種確認されたのみである。なお粟島では、全島に渡って昆虫類の分布がみられる。 「レッドデータブックにいがた」によると、昆虫類のハラビロハンミョウ(準絶滅危惧)のように、近年佐渡では生息が確認されていないものもある。鳥類では、ウミウ(準絶滅危惧)が、佐渡・粟島で数つがい繁殖し、粟島の繁殖地は国の天然記念物にも指定されている。 (図-1.2.22 佐渡・粟島におけるその他の貴重な動物の分布状況) (資料:レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(鳥類)(淡水魚類)(大型甲殻類)(昆虫類))</p> <p>3)藻場 「新潟県沿岸漁場図」によれば、佐渡のほぼ全域にわたって藻場(海域における海藻の着生域)が分布している。粟島においては、北東部に分布がみられる。 これら藻場は、魚介類の生育の場、及び産卵の場として重要な役割を果たしている。 (図-1.2.23 佐渡・粟島における藻場の分布状況)</p>	<p>2)動物</p> <p>①哺乳類 「第6回自然環境保全調査」の調査対象となる9種の哺乳類のうち、佐渡島にはほぼ全域でタヌキの分布が確認されている。なお粟島には哺乳類の分布は確認されていない。 (図-19 佐渡・粟島における哺乳類の分布状況)</p> <p>②その他の貴重な動物 哺乳類以外の貴重な動物としては、両生類・爬虫類、淡水魚類及び昆虫類が広く分布しているが、昆虫のガ類は佐渡島、粟島ともに確認されていない。 「レッドデータブックにいがた」によると、昆虫類のハラビロハンミョウ(新潟県準絶滅危惧)のように、近年佐渡では生息が確認されていないものもある。鳥類では、ウミウ(新潟県準絶滅危惧)が、佐渡・粟島で数つがい繁殖し、粟島の繁殖地は国の天然記念物にも指定されている。 (図-20 佐渡・粟島におけるその他の貴重な動物の分布状況) (資料:レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-(鳥類)(淡水魚類)(大型甲殻類)(昆虫類))</p> <p>3)藻場 「藻場調査(2018~2020年度)」によれば、佐渡のほぼ全域にわたって藻場(海域における海藻の着生域)が分布している。粟島においても、全域にわたって分布がみられる。 これら藻場は、魚介類の生育の場、及び産卵の場として重要な役割を果たしている。 (図-21 佐渡・粟島における藻場の分布状況)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 2 自然的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(6)海岸景観</p> <p>佐渡の海岸景観は、北端の外海府に代表される荒々しく豪壮な崖海岸、小木海岸の枕状溶岩、佐渡最長の砂浜が続く素浜海岸、また、外海府とは対照的に穏やかな東海岸等趣の異なった様々な要素から構成されている。</p> <p>一方、粟島では、西海岸の仏崎展望台からの景観は、澄んだ海と険しい海岸地形や岩礁が相まって、良好な景観が形成されている。</p> <p>(図-1.2.24 佐渡・粟島における良好な海岸景観の分布状況)</p> <p>(7)自然環境の保全の状況</p> <p>1)自然公園及び自然環境保全地域</p> <p>自然公園の指定状況を見ると、佐渡では、佐渡北西部の大佐渡地区、小木半島及び加茂湖が佐渡弥彦米山国定公園に指定されている。また、国定公園指定の小木半島を除いた小佐渡地域全域が小佐渡県立自然公園に、両津市の上の平が自然環境保全地域に指定されている。</p> <p>一方、粟島では、全域が瀬波笹川流れ粟島県立自然公園に指定されている。</p> <p>(図-1.2.25 佐渡・粟島における自然公園等の指定状況)</p> <p>2)鳥獣保護区</p> <p>佐渡においては、鳥獣保護区7ヶ所(県設6、国設1)、特別保護地区(鳥獣保護地区にあって鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区)1ヶ所、銃猟禁止区域1ヶ所、休猟区8ヶ所が指定されている。</p> <p>また、粟島においては、全島が鳥獣保護区に、そのうち立島については特別保護地区に指定されている。</p> <p>(図-1.2.26 佐渡・粟島における鳥獣保護区の指定状況)</p> <p>3)保安林</p> <p>大佐渡を北東から南西に走る佐渡山地の広い範囲が保安林の指定を受けているが、本沿岸域(汀線から約1kmの範囲)については、佐和田町、及び小木町等に、ある程度まとまった範囲の指定がある他は、わずかに点在する程度である。</p> <p>これら沿岸域に位置する保安林は、背後地を塩風害や飛砂から守るといった、重要な役割を担っている。</p> <p>(図-1.2.27 佐渡・粟島における保安林の指定状況)</p>	<p>(6)海岸景観</p> <p>佐渡の海岸景観は、北端の外海府に代表される荒々しく豪壮な崖海岸、小木海岸の枕状溶岩、佐渡最長の砂浜が続く素浜海岸、また、外海府とは対照的に穏やかな東海岸等趣の異なった様々な要素から構成されている。</p> <p>一方、粟島では、西海岸の仏崎展望台からの景観は、澄んだ海と険しい海岸地形や岩礁が相まって、良好な景観が形成されている。</p> <p>(図-22 佐渡・粟島における良好な海岸景観の分布状況)</p> <p>(7)自然環境の保全の状況</p> <p>1)自然公園及び自然環境保全地域</p> <p>自然公園の指定状況を見ると、佐渡では、佐渡北西部の大佐渡地区、小木半島及び加茂湖が佐渡弥彦米山国定公園に指定されている。また、国定公園指定の小木半島を除いた小佐渡地域全域が小佐渡県立自然公園に、上の平が自然環境保全地域に指定されている。</p> <p>一方、粟島では、全域が瀬波笹川流れ粟島県立自然公園に指定されている。</p> <p>(図-23 佐渡・粟島における自然公園等の指定状況)</p> <p>2)鳥獣保護区</p> <p>佐渡においては、鳥獣保護区7ヶ所、特別保護地区(鳥獣保護地区にあって鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区)2ヶ所、休猟区3ヶ所が指定されている。</p> <p>また、粟島においては、全島が鳥獣保護区に、そのうち立島については特別保護地区に指定されている。</p> <p>(図-24 佐渡・粟島における鳥獣保護区の指定状況)</p> <p>3)保安林</p> <p>大佐渡を北東から南西に走る佐渡山地の広い範囲が保安林の指定を受けているが、本沿岸域(汀線から約1kmの範囲)については、わずかに点在する程度である。</p> <p>これら沿岸域に位置する保安林は、背後地を塩風害や飛砂から守るといった、重要な役割を担っている。</p> <p>(図-25 佐渡・粟島における保安林の指定状況)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>1.3 社会的特性</p> <p>(1)人口</p> <p>佐渡及び粟島において、平成12年現在、最も人口が多いのは両津市で17,594人、次いで佐和田町、相川町の順となっている。佐和田町を除く市町村においては、いずれも減少傾向にある。</p> <p>昭和60年の人口と比較すると、相川町の約19%を始めとし、佐和田町以外は8%以上の大きな減少が見られる。</p> <p>(図-1.3.1 国勢調査人口の推移)</p> <p>(2)産業</p> <p>1)産業構造</p> <p>佐渡及び粟島においては、県平均と比較して、第1次産業就業者比率が佐和田町を除いて10ポイント以上も高く、第2次産業比率は極めて低くなっている。また、佐和田町においては、第3次産業就業者比率が60%を越え、突出しているが、その他の市町村では、第3次産業就業者比率が県平均より低くなっている。</p> <p>(図-1.3.2 産業別就業比率)</p> <p>2)農業</p> <p>佐渡及び粟島における市町村別農業粗生産額は、両津市が27億円で最も高く、次いで羽茂町、金井町、新徳村の3町村が20億円を越えている。</p> <p>(図-1.3.3 農業粗生産額)</p> <p>3)漁業</p> <p>佐渡及び粟島では、周辺海域の海況条件を生かした定置漁業、及びいか一本釣り漁業が基幹漁業となっている。</p> <p>平成11年度の漁港別の陸揚量、金額をみると、両津漁港が最も多く、陸揚量2,761トン、933百万円となっており、また、市町村別にみると、両津市14漁港の陸揚量及び金額は、本沿岸域市町村全漁港の陸揚量の約60%、金額の約55%と高い比率を占めている。</p> <p>しかし平成10年度と比較すると、両津市の陸揚量、金額は79%、74%と大きく落ち込んでいる。相川町及び佐和田町は陸揚量、金額ともに増加しているが、佐渡沿岸全体をみると陸揚量で11%、金額で16%減少しており、漁業の衰退傾向の兆候がみられる。</p> <p>(表-1.3.1 漁港別の陸揚量及び金額)</p>	<p>1.3 社会的特性</p> <p>(1)人口</p> <p>令和2年の国勢調査によると、佐渡市の人口は51,492人、粟島浦村353人となっている。平成12年と比較すると、佐渡市では28.7%、粟島浦村では21.4%の減少が見られる。</p> <p>(表-4 国勢調査人口の推移) (図-26 国勢調査人口)</p> <p>(2)産業</p> <p>1)産業構造</p> <p>佐渡市および粟島浦村においては、県平均と比較して、第1次産業就業者比率が10ポイント以上も高く、第2次産業比率は極めて低くなっている。また、第3次産業就業者比率は佐渡市、粟島浦村ともに65%程度であり、県平均と同程度である。</p> <p>(図-27 産業別就業比率)</p> <p>2)農業</p> <p>市町村別農業粗生産額は、佐渡市が87億円であり粟島浦村はゼロとなっている。</p> <p>(図-28 農業粗生産額)</p> <p>3)漁業</p> <p>佐渡及び粟島では、周辺海域の海況条件を生かした定置漁業、及びいか一本釣り漁業が基幹漁業となっている。</p> <p>令和5年度の漁港別の陸揚量をみると、両津漁港が最も多く、陸揚量1,547トンとなっている。粟島浦村には粟島漁港、釜谷漁港があり、両港で陸揚量252トンとなっている。</p> <p>(表-5 漁港別の陸揚量及び金額)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>4)工業 佐渡における工業については、事業所数は両津市が81事業所と最も多く、次いで相川町、畑野町と続いているが、従業員数、製造品出荷額ともに、真野町が753人、157億円と最も高く、製造品出荷額では羽茂町が100億円を超えているに過ぎない。 なお粟島浦村の工業統計指標は村上市に含まれている。 (図-1.3.4 製造業事業所数) (図-1.3.5 製造業従業員数) (図-1.3.6 製造品出荷額等)</p> <p>5)商業 佐渡・粟島における商業については、両津市と佐和田町にその殆どが集中しており、商店数では両市町で44%であるが、従業員数では3,154人で50%を超え、年間販売額では874億と64%を占めている。 (図-1.3.7 商店数) (図-1.3.8 商店従業員数) (図-1.3.9 年間販売額)</p> <p>(3)交通 佐渡島と本州を結ぶ航路は現在3本運行されており、最短時間で、両津港～新潟港間を60分、赤泊港～寺泊港間を120分、小木港～直江津港間を60分で結んでいる。 また、粟島からは、内浦港～岩船港間を高速船が55分で結んでいる。 佐渡島には両津市に佐渡空港があり、現在は新潟空港への定期便が運行されている。 佐渡島内では、両津港から国仲平野を通り、佐和田町から小木町へと南下する国道350号が唯一の国道で、島民の生活及び観光の重要な路線となっている。また、沿岸の周遊道路として主要地方道佐渡一周線の整備が進められており、各海岸へのアクセス性が向上している。 また、粟島では、島の中央を走る県道釜谷・内浦線、村道の他、遊歩道等の整備が進められており、徒歩等による島の周遊はほぼ可能である。 (図-1.3.10 現況交通網図)</p>	<p>4)工業 佐渡市における工業については、事業所数57事業所、従業員数1,042人、出荷額128億円となっている。 (図-29 製造業事業所数) (図-30 製造業従業員数) (図-31 製造品出荷額等)</p> <p>5)商業 佐渡市の商店数は768箇所、従業員数は3,758人、販売額は741億円である。粟島浦村の商店数は7箇所、従業員数は13人、販売額は8百万円である。 (図-32 商店数) (図-33 商店従業員数) (図-34 年間販売額)</p> <p>(3)交通 佐渡島と本州を結ぶ航路は現在2本運行されており、最短時間で、両津港～新潟港間を67分、小木港～直江津港間を160分で結んでいる。 また、粟島からは、内浦港～岩船港間を95分で結んでいる。 佐渡市には佐渡空港があるが、現在は運休している。 佐渡市内では、両津港から国仲平野を通り、佐和田地区から小木港へと南下する国道350号が唯一の国道で、島民の生活及び観光の重要な路線となっている。また、沿岸の周遊道路として主要地方道佐渡一周線の整備が進められており、各海岸へのアクセス性が向上している。 また、粟島では、島の中央を走る県道釜谷・内浦線、村道の他、遊歩道等の整備が進められており、徒歩等による島の周遊はほぼ可能である。 (図-35 幹線道路網図) (図-36 公共交通網図)</p>
16	16

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(4)歴史・文化</p> <p>1)佐渡</p> <p>佐渡の歴史は非常に古く、島内には岩蔭・千種などの多くの遺跡が発見され、1万年以上も前の古代から人が住んでいたことが分かっている。</p> <p>佐渡に本土から人や文化が入ってきたのは、日本が国としてまとまった8世紀頃からであり、佐渡は既に一国として750年頃に国府（現在の真野町四日町）が置かれ、国司も派遣され、その頃から伊豆や隠岐とともに遠流刑の地として定められていた。</p> <p>722年に万葉歌人の穂積朝臣老が佐渡に流されて以来、順徳院、京極為兼、日野資朝や日蓮、世阿弥など、中世までは流人のほとんどが政争に敗れたり、実権者との確執等があった人々で、この時、彼らの持ち込んだ貴族文化などがいろいろな形をとって佐渡に伝えられたといわれている。また、これらの人々が佐渡にわたってきたところは、畑野の多田港であるとされており、ここは古くから佐渡の国津であった。</p> <p>佐渡が歴史上に大きくクローズアップされるのは、佐渡金山の発見からといってよく、徳川家康は佐渡金山の有望性に目をつけ、天領として金山開発を進めた。そして、最盛期の17世紀初めには世界でも有数の産出量を誇るようになり、それまで寒村だった相川が4万人もの大きな町に膨れ上がり、本土からきた奉行や役人たちが持ち込んだ武家文化が伝わった。</p> <p>また、その頃小木は、金の積出港あるいは、西廻海運の寄港地として栄え、それらを窓口、船乗りたちが小木に町人文化を運んできた。</p> <p>しかし、江戸時代末期には、幕府の財政を支えてきた金山も衰退し、明治になると日本が世界の仲間入りしたのにひきかえ、佐渡は金山と共に時代に取り残されていった。佐渡の玄関口であった小木や赤泊の港も次第にさびれていき、変わって両津港が発展するようになる。両津港は、1858年の日米通商条約で開港した新潟港の補助港に指定されてから、佐渡の表玄関として登場し、いまや両津航路は佐渡へのメインコースとなっている。</p> <p>これらの背景から、佐渡は西日本・北陸の影響を強く受けているといわれ、貴族文化（国仲地方）、武家文化（相川地方）、町人文化（小木地方）の3つが渾然一体となって佐渡独特の文化を育み、同じ新潟でも本土部とは全く異なった文化土壌の中にあるといえる。</p> <p>（資料：「佐渡入門」佐渡観光協会、「佐渡歴史散歩」磯部欣三 他）</p>	<p>(4)歴史・文化</p> <p>1)佐渡</p> <p>佐渡の歴史は非常に古く、島内には岩蔭・千種などの多くの遺跡が発見され、1万年以上も前の古代から人が住んでいたことが分かっている。</p> <p>佐渡に本土から人や文化が入ってきたのは、日本が国としてまとまった8世紀頃からであり、佐渡は既に一国として750年頃に国府（現在の佐渡市四日町）が置かれ、国司も派遣され、その頃から伊豆や隠岐とともに遠流刑の地として定められていた。</p> <p>722年に万葉歌人の穂積朝臣老が佐渡に流されて以来、順徳院、京極為兼、日野資朝や日蓮、世阿弥など、中世までは流人のほとんどが政争に敗れたり、実権者との確執等があった人々で、この時、彼らの持ち込んだ貴族文化などがいろいろな形をとって佐渡に伝えられたといわれている。また、これらの人々が佐渡にわたってきたところは、畑野の多田港であるとされており、ここは古くから佐渡の国津であった。</p> <p>佐渡が歴史上に大きくクローズアップされるのは、佐渡金山の発見からといってよく、徳川家康は佐渡金山の有望性に目をつけ、天領として金山開発を進めた。そして、最盛期の17世紀初めには世界でも有数の産出量を誇るようになり、それまで寒村だった相川が4万人もの大きな町に膨れ上がり、本土からきた奉行や役人たちが持ち込んだ武家文化が伝わった。</p> <p>また、その頃小木は、金の積出港あるいは、西廻海運の寄港地として栄え、それらを窓口、船乗りたちが小木に町人文化を運んできた。</p> <p>しかし、江戸時代末期には、幕府の財政を支えてきた金山も衰退し、明治になると日本が世界の仲間入りを果たしたのにひきかえ、佐渡は金山と共に時代に取り残されていった。佐渡の玄関口であった小木や赤泊の港も次第にさびれていき、変わって両津港が発展するようになる。両津港は、1858年の日米通商条約で開港した新潟港の補助港に指定されてから、佐渡の表玄関として登場し、いまや両津航路は佐渡へのメインコースとなっている。</p> <p>これらの背景から、佐渡は西日本・北陸の影響を強く受けているといわれ、貴族文化（国仲地方）、武家文化（相川地方）、町人文化（小木地方）の3つが渾然一体となって佐渡独特の文化を育み、同じ新潟でも本土部とは全く異なった文化土壌の中にあるといえる。</p> <p>（資料：「佐渡入門」佐渡観光協会、「佐渡歴史散歩」磯部欣三 他）</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2)粟 島</p> <p>粟島の歴史をみると、内浦の5ヵ所から発見された縄文土器に辿り着くが、その後の弥生から古墳時代の文化がみられず、空白の時代となっている。その時代については、粟島は蝦夷の地であったという説、北九州の松浦一族が何らかの理由で対馬海流を北上して漂着したという説などが存在する。</p> <p>粟島の古代文化は7世紀末頃から始まっていると考えられる。この頃には、磐舟柵（648年）を中心とする蝦夷と大和朝廷との攻防に関係した人々が渡島したといわれ、土器などから粟島にも新しい中央の文化が伝えられたと考えられている。また、奈良時代から平安時代頃には、遺跡などから製塩が行われていたことが分かっている。</p> <p>その後、鎌倉時代は、建長3年（1251）に、北条時頼と北条重時が著名をして、色部公長を地頭職につかせてから粟島は色部氏の所領となった。そして、慶長3年（1603）に上杉景勝の会津移封に伴って色部氏が米沢に移ってからは、米沢藩の越後預所となり、そのまま明治4年（1871）の廃藩置県にまで及んだ。なお、江戸時代には、粟島は、西廻海運の避難港になっていた。</p> <p>そして、明治22年に粟島浦村となって以来、明治の大火や新潟地震（1964年）、風浪海底地滑り（1974年）など、幾度か大きな災害に見舞われたが、村民は屈することなく復興に立ち上がり、漁業と観光の村として現在まで発展してきている。</p> <p>（資料：新潟県文化財調査年報第11 粟島 1972 新潟県教育委員会 粟島浦村村勢要覧 粟島浦村 他）</p> <p>(5)文化財</p> <p>1)指定文化財</p> <p>佐渡及び粟島の指定文化財は、国仲平野において多数の分布が見られる。その他沿岸域では、小木半島の内岬に多くの分布が見られる。</p> <p>また、相川町から両津市に渡る外海府海岸と、小木町の内岬の大部分が、国の名勝に指定されている。</p> <p>（図-1.3.11 指定文化財の分布）</p> <p>2)埋蔵文化財</p> <p>本沿岸域の埋蔵文化財をみると、佐渡のほぼ全域にわたって分布しているが、特に相川町七浦海岸、真野町真野海岸、及び同町背合海岸の背後地、及び小木半島の集積度が高い。</p> <p>また、粟島では、その多くが東海岸に集中している。</p> <p>（図-1.3.12 沿岸域における埋蔵文化財の分布）</p>	<p>2)粟 島</p> <p>粟島の歴史をみると、内浦の5ヵ所から発見された縄文土器に辿り着くが、その後の弥生から古墳時代の文化がみられず、空白の時代となっている。その時代については、粟島は蝦夷の地であったという説、北九州の松浦一族が何らかの理由で対馬海流を北上して漂着したという説などが存在する。</p> <p>粟島の古代文化は7世紀末頃から始まっていると考えられる。この頃には、磐舟柵（648年）を中心とする蝦夷と大和朝廷との攻防に関係した人々が渡島したといわれ、土器などから粟島にも新しい中央の文化が伝えられたと考えられている。また、奈良時代から平安時代頃には、遺跡などから製塩が行われていたことが分かっている。</p> <p>その後、鎌倉時代は、建長3年（1251）に、北条時頼と北条重時が著名をして、色部公長を地頭職につかせてから粟島は色部氏の所領となった。そして、慶長3年（1603）に上杉景勝の会津移封に伴って色部氏が米沢に移ってからは、米沢藩の越後預所となり、そのまま明治4年（1871）の廃藩置県にまで及んだ。なお、江戸時代には、粟島は、西廻海運の避難港になっていた。</p> <p>そして、明治22年に粟島浦村となって以来、明治の大火や新潟地震（1964年）、風浪海底地滑り（1974年）など、幾度か大きな災害に見舞われたが、村民は屈することなく復興に立ち上がり、漁業と観光の村として現在まで発展してきている。</p> <p>（資料：新潟県文化財調査年報第11 粟島 1972 新潟県教育委員会 粟島浦村村勢要覧 粟島浦村 他）</p> <p>(5)文化遺産</p> <p>1)指定文化財</p> <p>佐渡及び粟島の指定文化財は、国仲平野において多数の分布が見られる。その他沿岸域では、小木半島の内岬に多くの分布が見られる。</p> <p>国指定文化財は、佐渡市で40件、粟島浦村はなしとなっている。 県指定文化財は、佐渡市で74件、粟島浦村は2件となっている。</p> <p>また、下相川から鷲崎に渡る外海府海岸と、小木町から沢崎にわたる大部分が、国の名勝に指定されている。</p> <p>（図-37 指定文化財の分布） （表-6 指定文化財一覧）</p> <p>2)埋蔵文化財</p> <p>本沿岸域の埋蔵文化財をみると、佐渡のほぼ全域にわたって分布している。また、粟島では、点在している。</p> <p>（図-38 埋蔵文化財の分布）</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(6)土地利用</p> <p>佐渡及び粟島は、山地が海岸近くまで迫るといふ離島の典型的な地形となっていることから、佐和田町(5.6%)を除いた8市町村の宅地利用率は3%を下回る低さである。</p> <p>また、佐和田町、小木町、羽茂町の農地利用が2割を超えているが、他の6市町村はほとんどが山林、あるいはその他利用が8割を超えている。</p> <p>(図-1.3.13 土地利用の状況)</p> <p>(7)海岸災害</p> <p>1)侵食</p> <p>佐渡島には、侵食されやすい粒径の細かい砂浜海岸は、両津湾や真野湾の二つの湾内に集中し、湾外は礫系の海浜となっているが、ある程度粒径が大きい海浜であっても、特に外海府海岸側では、冬季風浪の影響が大きく侵食が進んでいる。また、二つの湾内の砂浜は、比較的波浪が静穏であるにもかかわらず、治山・治水対策による供給土砂の減少と沿岸での大規模構造物建設の影響により、侵食・消失傾向となっている。佐渡島で最も長い砂浜延長を有する素浜海岸(真野町～小木町、延長約4km)では、冬季の北西風等により、背後の道路等に多くの砂が飛ばされており、飛砂による土砂の消失が海岸侵食にも影響していると考えられる。</p> <p>佐渡島の佐渡海峡側の侵食代表例としては、畑野町松ヶ崎海岸の鴻ノ瀬鼻があげられる。鴻ノ瀬鼻は、2方向からの沿岸漂砂が出合い形成される砂嘴地形、尖角岬となっているが、ここでは、1800年代から侵食、越波の被害を受けており、江戸時代より波除け柵が設置されていたことが記録に残されている。被災は主に7月から12月の間に生じており、台風の来襲時期に多い。</p> <p>粟島は1974年に海底地滑りが発生した。粟島の南西海岸沿いの陸地が延長480m、最大幅60m、面積約2万㎡にわたり侵食され、粟島漁港においても著しい海底変化が生じ、水深3～4mであったところが10～20mの深さになったほどである。</p> <p>また、災害後堆積土砂20万㎡が流出し、この災害での被害総額は約30億円にものぼった。この災害の原因は不明で、対馬海流に何か異状水塊が発生し、大きな流れを発生させたものと推定されている。</p> <p>(図-1.3.14 航空写真による松ヶ崎海岸の汀線変化) (表-1.3.2 粟島の海底地滑りによる被害状況)</p>	<p>3)世界遺産</p> <p>佐渡では「佐渡島の金山」が令和6年7月にユネスコ世界文化遺産に登録された。また、相川鶴子金銀山の緩衝地帯が沿岸部を含む範囲に設定されている。</p> <p>(図-39 「佐渡島の金山」構成資産・緩衝地帯範囲図(全体))</p> <p>(6)土地利用</p> <p>佐渡及び粟島は、山地が海岸近くまで迫るといふ離島の典型的な地形となっていることから、佐渡市の宅地利用率は2.5%、粟島浦村の宅地利用率は0.9%と非常に低い。</p> <p>(図-40 土地利用の状況)</p> <p>(7)海岸災害</p> <p>1)侵食</p> <p>佐渡島には、侵食されやすい粒径の細かい砂浜海岸は、両津湾や真野湾の二つの湾内に集中し、湾外は礫系の海浜となっているが、ある程度粒径が大きい海浜であっても、特に外海府海岸側では、冬季風浪の影響が大きく侵食が進んでいる。また、二つの湾内の砂浜は、比較的波浪が静穏であるにもかかわらず、治山・治水対策による供給土砂の減少と沿岸での大規模構造物建設の影響により、侵食・消失傾向となっている。佐渡島で最も長い砂浜延長を有する素浜海岸(延長約4km)では、冬季の北西風等により、背後の道路等に多くの砂が飛ばされており、飛砂による土砂の消失が海岸侵食にも影響していると考えられる。</p> <p>佐渡島の佐渡海峡側の侵食代表例としては、旧畑野町松ヶ崎海岸の鴻ノ瀬鼻があげられる。鴻ノ瀬鼻は、2方向からの沿岸漂砂が出合い形成される砂嘴地形、尖角岬となっているが、ここでは、1800年代から侵食、越波の被害を受けており、江戸時代より波除け柵が設置されていたことが記録に残されている。被災は主に7月から12月の間に生じており、台風の来襲時期に多い。</p> <p>粟島は1974年に海底地滑りが発生した。粟島の南西海岸沿いの陸地が延長480m、最大幅60m、面積約2万㎡にわたり侵食され、粟島漁港においても著しい海底変化が生じ、水深3～4mであったところが10～20mの深さになったほどである。</p> <p>また、災害後堆積土砂20万㎡が流出し、この災害での被害総額は約30億円にものぼった。この災害の原因は不明で、対馬海流に何か異状水塊が発生し、大きな流れを発生させたものと推定されている。</p> <p>(図-41 航空写真による松ヶ崎海岸の汀線変化) (表-7 粟島の海底地滑りによる被害状況)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2)高潮・波浪</p> <p>佐渡島、粟島ともに、海岸沿いの低地に集落が密集し、道路が走っているため、越波による被害は歴史的なものがある。特に冬季風浪による高波浪と台風期の台風に伴う高波浪によって大きな越波災害が生じていて、越波とともに海浜砂利まで陸地に打ち上げられるほどである。弾崎での観測期間中最大有義波高は、1979年10月19日の台風20号によるもので、7.23mを記録している。</p> <p>海岸における被災は、冬季風浪により毎年のように生じている。特に日本海からの高波浪を直接受ける外海府海岸側では、被災地点が各所に散らばっており、場所に限定されず被災している。また、真野湾や両津湾内でも、随所で被災している。</p> <p>(図-1.3.15 佐渡島・粟島における海岸災害復旧事業(1984～1993年度)) (表-1.3.3 佐渡島・粟島における海岸災害復旧事業(1984～1993年度)) (表-1.3.4 漁港災害復旧事業費の経年変化(1984～1993年度))</p> <p>3)津波</p> <p>新潟県沖を含めた日本海東縁部では過去多くの地震とそれに伴う津波が発生し、新潟県も大きな被害を受けてきた。その主なものに、日本海中部地震津波(1983)、新潟地震津波(1964)、山形沖地震津波(天保の地震津波(鼠ヶ関地震津波):1883)の3つの地震津波がある。なかでも、佐渡島、粟島に被害を与えた津波としては、新潟地震津波と日本海中部地震津波が挙げられる。</p> <p>1964年の新潟地震では、佐渡島の波源に相対する北西部において1～3mの波高を観測しているが、反対側の相川付近では20～30cmであった。この津波により、両津港周辺で浸水の被害があった。また、粟島は震央に近かったにもかかわらず、島自体が東側で平均1.3m、西側で0.9m隆起したことが影響したためか、観測された津波の波高は数10cm程度であった。</p> <p>1983年の日本海中部地震では、佐渡島の大佐渡側で1～3m、小佐渡側では1m以下の波高が観測された。粟島での津波の波高は、東側で1～3m、西側1m以下であった。</p> <p>(表-1.3.5 過去新潟県に被害をもたらした主な地震津波) (図-1.3.16 新潟地震津波の目視波高) (図-1.3.17 日本海中部地震の津波目視) (図-1.3.18 新潟地震の佐渡島の被害) (図-1.3.19 新潟地震に伴う粟島の隆起)</p>	<p>2)高潮・波浪</p> <p>佐渡島、粟島ともに、海岸沿いの低地に集落が密集し、道路が走っているため、越波による被害は歴史的なものがある。特に冬季風浪による高波浪と台風期の台風に伴う高波浪によって大きな越波災害が生じていて、越波とともに海浜砂利まで陸地に打ち上げられるほどである。弾崎での観測期間中最大有義波高は、1979年10月19日の台風20号によるもので、7.23mを記録している。</p> <p>海岸における被災は、冬季風浪により毎年のように生じている。特に日本海からの高波浪を直接受ける外海府海岸側では、被災地点が各所に散らばっており、場所に限定されず被災している。また、真野湾や両津湾内でも、随所で被災している。</p> <p>(図-42 佐渡沿岸における海岸災害) (表-8 佐渡沿岸における海岸災害) (表-9 漁港海岸災害復旧事業費の経年変化)</p> <p>3)津波</p> <p>新潟県沖を含めた日本海東縁部では過去多くの地震とそれに伴う津波が発生し、新潟県も大きな被害を受けてきた。その主なものに、能登半島地震津波(2024)、日本海中部地震津波(1983)、新潟地震津波(1964)、山形沖地震津波(天保の地震津波(鼠ヶ関地震津波):1883)がある。なかでも、佐渡島、粟島に被害を与えた津波としては、新潟地震津波と日本海中部地震津波が挙げられる。</p> <p>1964年の新潟地震では、佐渡島の波源に相対する内海府ゾーンにおいて1～3mの波高を観測しているが、反対側の相川付近では30～50cmであった。この津波により、両津港周辺で浸水の被害があった。また、粟島は震央に近かったにもかかわらず、島自体が東側で平均1.3m、西側で0.9m隆起したことが影響したためか、観測された津波の波高は数10cm程度であった。</p> <p>1983年の日本海中部地震では、佐渡島の大佐渡側で1～3m、小佐渡側では1m以下の波高が観測された。粟島での津波の波高は、西側で1～3m、東側1m以下であった。</p> <p>(表-10 過去新潟県に被害をもたらした主な地震津波) (図-43 新潟地震津波の目視波高) (図-44 日本海中部地震津波の目視波高) (図-45 新潟地震による佐渡島の被害) (図-46 新潟地震に伴う粟島の隆起)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(8)沿岸域の利用の現況</p> <p>1)漁業利用の状況</p> <p>①漁港の位置及び種別 本沿岸域には、佐渡 35 港、粟島 2 港の計 37 港の漁港が存在している。 (図-1.3.20 漁港位置図)</p> <p>②漁業権の設定及び漁場 本沿岸域には、区画漁業権漁場、共同漁業権漁場、及び定置漁業権漁場が設定されている。 また、広い範囲にわたって、多種の漁場が形成されており、また粟島ではワカメの養殖も営まれている。 (図-1.3.21 漁港権の設定状況) (図-1.3.22 佐渡沿岸の漁場) (図-1.3.23 粟島沿岸の漁場)</p> <p>2)レクリエーション利用の状況</p> <p>①観光入り込み状況 平成 11 年度の佐渡の市町村別観光入り込み客数は、相川町の 145 万人(町内の複数の観光地を訪れた人も含めた延べ人数)が最も多く、次いで真野町、両津市と続いている。観光客数の少ない羽茂町、赤泊村を除く全ての市町村で、県外観光客が県内観光客を上回っている。 また、平成 10 年度と比較すると、赤泊村を除く全ての市町村で入り込み客の減少がみられる。 目的別の入り込み客数では、相川町の自然景観が 47%で、これは尖閣湾等の良好な海岸景観への来訪者と見られる。また、金井町の 59%は大佐渡スカイライン、新徳村の 62%はトキ資料博物館への来訪者である。 (図-1.3.24 出発地(県外・県内)別観光入り込み客数) (図-1.3.25 観光入り込み客数の推移) (図-1.3.26 観光入り込み客数の目的構成比) (表-1.3.6 主要観光地別入り込み客数)</p> <p>②海水浴客入り込み状況 佐渡沿岸は良好な海水浴場を多く有しており、沿岸全体の平成 11 年度海水浴場入込数は約 27 万人となっており、特に両津市と相川町では、沿岸全体の 5 割を超える年間約 15 万人近い海水浴客をよんでいる。 また、粟島の海水浴場も人気があり、両津市、相川町に次ぐ 4 万人の海水浴客が来訪している。 (図-1.3.27 市町村別海水浴客入り込み状況)</p>	<p>(8)沿岸域の利用の現況</p> <p>1)漁業利用の状況</p> <p>①漁港の位置及び種別 本沿岸域には、佐渡 34 港(第 1 種漁港が 26 港、第 2 種漁港が 6 港、第 3 種漁港が 1 港、第 4 種漁港が 1 港)、粟島 2 港(第 1 種漁港が 1 港、第 4 種漁港が 1 港)の計 36 港が存在している。 (図-47 漁港位置図)</p> <p>②漁業権の設定及び漁場 本沿岸域には、区画漁業権漁場、共同漁業権漁場、及び定置漁業権漁場が設定されている。 また、広い範囲にわたって、多種の漁場が形成されており、また粟島ではワカメの養殖も営まれている。 (図-48 漁港権の設定状況) (図-49 佐渡沿岸の漁場) (図-50 粟島沿岸の漁場)</p> <p>2)レクリエーション利用の状況</p> <p>①観光入り込み状況 令和 5 年度の観光入り込み客数は、佐渡市で 86 万人程度、粟島浦村で 1 万人程度となっている。また、県外観光客が県内観光客を上回っている。 また、令和 4 年度と比較すると、佐渡市は微増、粟島浦村は横ばいとなっている。 目的別の入り込み客数では、佐渡市では歴史・文化が 50%程度を占め、粟島浦村では自然が 100%となっている。 (図-51 出発地(県外・県内)別観光入り込み客数) (図-52 観光入り込み客数の推移) (図-53 観光入り込み客数の目的構成比)</p> <p>②海水浴客入り込み状況 佐渡沿岸は良好な海水浴場を有しており、令和 5 年度海水浴場入込数は約 3 万人となっている。 また、粟島の海水浴場では、約 8 千人の海水浴客が来訪している。 (表-11 市町村別海水浴客入り込み状況)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>③海岸域における観光地の分布 佐渡全域が国際的に優れた観光地であるが、尖閣湾、大野亀などが全国的に有名である。その他、佐渡金山等島の西部に多くの観光地の集積がみられる。 また粟島も全島が良好な観光地になっている。 (図-1.3.28 主な観光資源の分布)</p> <p>④祭・行事 佐渡及び粟島では、春～秋を中心に、祭りや行事が開催されている。その中で、「両津大漁まつり」、「小木港祭り」、「佐渡国際トライアスロン大会」等、海と関わりを持つ祭りや行事が数多く行われている。 (表-1.3.7 主な祭・イベント)</p> <p>⑤釣り場・ダイビングスポット 佐渡及び粟島においては、全域にわたって釣り場のポイントが数多く分布している。 また、全海域において高い透明度が維持されていることから、ダイビングに適しており、内海府北部を中心としてダイビングスポットが全島的に分布している。 (図-1.3.29 釣り場・ダイビングスポットの分布)</p> <p>3)港湾施設の利用状況 本沿岸域には、重要港湾の両津港及び小木港、地方港湾の赤泊港、避難港の二見港の計4港がある。 両津港は、平成12年海上出入貨物量が約402万トンと4港のうち最も多く、次いで、小木港の約115万トン、赤泊港の約59万トン、二見港の約13万トンと続いている。 また、4港全体の品目内訳では、完成自動車の他、砂利・砂、石材、セメント、その他窯業品が主な品目となっている。 なお、本土部と佐渡を結ぶ佐渡汽船の定期便が、小木港、赤泊港、及び両津港に就航している。 (図-1.3.30 港湾の海上出入貨物量の推移) (図-1.3.31 港湾の品目別取扱貨物量)</p>	<p>③海岸域における観光地の分布 佐渡全域が国際的に優れた観光地であるが、尖閣湾、大野亀などが全国的に有名である。その他、佐渡金山等島の西部に多くの観光地の集積がみられる。 また粟島も全島が良好な観光地になっている。 (図-54 主な観光資源の分布)</p> <p>④祭・行事 佐渡及び粟島では、春～秋を中心に、祭りや行事が開催されている。その中で、「佐渡オープンウォータースイミング」、「佐渡国際トライアスロン大会」等、海と関わりを持つ祭りや行事が数多く行われている。 (表-12 主な祭・イベント)</p> <p>⑤釣り場・ダイビングスポット 佐渡及び粟島においては、全域にわたって釣り場のポイントが数多く分布している。 また、全海域において高い透明度が維持されていることから、ダイビングに適しており、内海府北部を中心としてダイビングスポットが全島的に分布している。 (図-55 釣り場・ダイビングスポットの分布)</p> <p>3)港湾施設の利用状況 本沿岸域には、重要港湾の両津港及び小木港、地方港湾の赤泊港、避難港の二見港の計4港がある。 両津港は、令和6年海上出入貨物量が約297万トンと4港のうち最も多く、次いで、小木港の約24万トン、二見港の約2万トン、赤泊港の約1万トンと続いている。 また、4港全体の品目内訳では、航送車両の他、重油、砂利・砂、セメントなどが主な品目となっている。 (図-56 港湾の海上出入貨物量の推移) (図-57 港湾の品目別取扱貨物量)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(9)防 災</p> <p>1)海岸保全施設整備</p> <p>現在の制度に近い形での侵食対策は、昭和27年から事業に取り組みされており、主として堤防・護岸や消波工、そして離岸堤が設置されてきたが、近年の傾向としては、海辺への近づきやすさの改善や景観配慮から、緩傾斜護岸や人工リーフに工法が変わりつつある。また、海岸背後が狭隘で公共用地取得が困難な地域が多いため、海面を埋め立てて土地を創出する公有地造成事業も多く実施されている。</p> <p>一方、海岸保全施設建設後、数十年を経過するものも出てきており、この対処策として、相川海岸のように、堤防・護岸の老朽化に伴い、緩傾斜堤防と養浜工による改築が実施された例もある。</p> <p>2)地域防災計画</p> <p>新潟県では、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地域防災計画を策定している。</p> <p>この計画の風水害等対策編の河川・海岸災害予防計画では、計画方針が「(略)高潮又は波浪による浸水や湛水の被害発生を防止するため、(中略)海岸保全施設の整備等を計画的に行う。」としている。具体的には「防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、高潮、波浪等の災害から市街地を守るための、海岸、港湾施設等の整備に努める」「海岸保全区域、災害危険箇所を定期的に点検し、危険箇所の整備計画を策定するとともに、点検結果に基づき緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する」「ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る」と定めている。</p> <p>震災対策編の津波災害予防計画では、計画方針が「新潟県の海岸線は、(中略)公共施設や集落だけでなく地理や地形に不案内な観光客が多数訪れる施設が点在する。したがって、防災関係機関は津波災害予防計画において、人命の保護を第一目的としてその根幹となる施設の予防と情報の伝達体制・監視体制の整備を図るとともに、一元的な情報系統のうえで避難体制を確立するものとする。」としている。</p> <p>風水害等対策編の個別災害対策には、油流出事故災害対策が位置づけられており、その内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策となっている。</p>	<p>(9)防 災</p> <p>1)海岸保全施設整備</p> <p>現在の制度に近い形での侵食対策は、昭和27年から事業に取り組みされており、主として堤防・護岸や消波工、そして離岸堤が設置されてきたが、近年は、海辺への近づきやすさの改善や景観配慮から、緩傾斜護岸や人工リーフなどの工法も採用されている。また、海岸背後が狭隘で公共用地取得が困難な地域が多いため、過去には海面を埋め立てて土地を創出する公有地造成事業も多く実施されていた。</p> <p>一方、海岸保全施設建設後、数十年を経過するものも出てきており、この対処策として、相川海岸のように、堤防・護岸の老朽化に伴い、緩傾斜堤防と養浜工による改築が実施された例もある。</p> <p>2)地域防災計画</p> <p>新潟県では、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地域防災計画を策定している。</p> <p>この計画の風水害対策編(令和7年10月修正)の河川・海岸災害予防計画では、計画方針が「(略)高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、(中略)海岸保全施設の整備等を計画的に行う。(後略)」としている。具体的には「海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する」「ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る」「海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する」と定めている。</p> <p>震災対策編(令和7年10月修正)では、海岸保全区域の整備・改修に関して、「海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性を確保するなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。また、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。」とされている。また、災害危険箇所の調査・整備に関して、「地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。」とされている。</p> <p>津波災害対策編(令和7年10月修正)では、計画の目的は「(前略)県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。(後略)」とされており、対策の方向性として「県内を一律にとらえて、対策を考えることは適切ではなく、地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して対策を講じる必要がある。津波</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(10)関連する法規制</p> <p>沿岸域においては、環境保全、国土保全及び利用の観点で関係する様々な法律がある。これらは、環境・利用・防護の調和のとれた総合的な海岸保全を目指す海岸法と密接な関係にあり、十分な調整を図る必要がある。</p> <p>(表-1.3.8 沿岸域に関する法律とその概要一覧(環境保全関係)) (表-1.3.9 沿岸域に関する法律とその概要一覧(国土保全関係)) (表-1.3.10 沿岸域に関する法律とその概要一覧(利用関係))</p> <p style="text-align: center;">24</p>	<p>災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、対策を考える際に、それぞれの地域特性における被害の様子を具体的に想起しながら、対策を検討する」とされている。</p> <p>個別災害対策編(令和7年10月修正)には、油流出事故災害対策が位置づけられており、その内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策となっている。</p> <p>(10)関連する法規制</p> <p>沿岸域においては、環境保全、国土保全及び利用の観点で関係する様々な法律がある。これらは、環境・利用・防護の調和のとれた総合的な海岸保全を目指す海岸法と密接な関係にあり、十分な調整を図る必要がある。</p> <p>(表-13 沿岸域に関する法律とその概要一覧(環境保全関係)) (表-14 沿岸域に関する法律とその概要一覧(国土保全関係)) (表-15 沿岸域に関する法律とその概要一覧(利用関係))</p> <p style="text-align: center;">24</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(11)関連する諸計画</p> <p>1)新潟県長期総合計画 新潟県長期総合計画には、海岸保全について施策体系「ゆうゆう・くらしづくり」のなかで次のように位置づけられている。</p> <p>○地球にやさしい環境共生の社会づくり 水をリサイクルし、自然に返すという観点で、豊かな水環境の保全に努めます。(中略)生態系の保全や自然との共生に配慮し、水と親しめる環境の整備を進めます。</p> <p>○安全で安心できる県土とくらしづくり 本県は、日本海に面する長い海岸線、信濃川、阿賀野川といった全国規模の大河や中小河川、急峻な地形とそれにつながる広い低平地を有し、昔から多くの土石流、地すべりや海岸侵食などの災害に見舞われてきました。(中略)依然として、災害の少ない安全で安心できる県土づくりが、県民の願いとなっています。(中略)波浪や津波による災害から県土を守るため、海岸侵食の防護対策を計画的に進めます。</p> <p>2)新潟県環境基本計画 新潟県環境基本計画には、海岸環境について施策の方針「緑あふれる快適な環境づくり」のなかで次のように位置づけられている。</p> <p>○身近な緑と水辺の保全・形成:ふれあえる水辺の形成 海岸や河川、湖沼、湿地といった本県の特徴である豊富な水辺を生かし、それぞれの特性や利用形成を踏まえた身近にふれあえる水辺を形成します。 水辺の形成にあたっては、安全性などに十分留意しつつ、水辺の自然、親水性、水質や水量を総合的にとらえ、生態系に十分配慮して整備します。また、既にコンクリート護岸が整備されたような場所についても、周辺環境の状況に応じて、自然性の高いふれあえる水辺の形成を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生態系に配慮した水辺環境の保全・形成 ● ふれあえる水辺の形成事業の推進 	<p>(11)関連する諸計画</p> <p>1)新潟県総合計画(令和7年3月) 本計画は、新潟県の更なる発展と将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、中長期的な視点から、今後、新潟県が取り組む政策全般の方向性を明らかにするもので、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とした新潟県の最上位の行政計画として、令和7年3月に策定された。 海岸保全については次のように位置づけられている。</p> <p>○災害から県民の命と暮らしを守るハード対策等の強化 被害の防止・軽減を図るための事前防災の対策と災害からの速やかな復旧・復興を図るための事前復興の対策を両輪で取り組む。 頻発・激甚化する大規模災害を踏まえ、犠牲者を出さない、社会経済活動を途絶させないため、被害を防止・軽減する治水・湛水防除・治山・土砂災害対策・海岸保全等の事前防災対策を強化するとともに、既存施設等の活用により流域の貯留機能の拡大(ダムの事前放流や田んぼダムの取組等)を図る。</p> <p>○確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化 激甚化する豪雨・地震・津波・豪雪・火山噴火等の自然災害や、それらが複合して発生する複合災害については、ハード整備だけでは防ぎきれない命の危機に直結する災害であり、必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる流域治水協議会等により連携体制を構築・強化し、相手に伝わる情報発信など住民目線に立ったソフト対策を、ハード対策と両輪で推進する。 洪水、土砂災害及び津波等のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、防災情報提供など市町村が行う避難情報発令や地域防災力の向上に資する取組を支援する。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2)新潟県国土強靱化地域計画(令和2年10月改定)</p> <p>新潟県では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づきを策定しており、本県のこれまでの被災経験や取組等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実と日本海国土軸の強化を目指すことを理念とし、大規模自然災害全般に備え、防災・減災対策や老朽化対策、本県の拠点性向上に資する対策をハード・ソフトの両面から着実に推進することとしている。</p> <p>強靱化の推進方針として下記の項目に海岸に関するものが位置付けられている。</p> <p>1 一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する。 ・被害を未然に防止・軽減するための事前対応として、砂浜の養浜や海岸保全施設の整備等のハード整備を着実に進める。 <p>2 安全・安心な地域を支える基盤づくり</p> <p>(1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設や海岸保全施設の維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図り、予防保全型維持管理を推進する。 ・海岸における養浜や護岸の補修などを行うことにより、施設機能の保全・向上を図る。 ・港湾区域内の海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。 ・漁港区域内の施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能が不足している施設があることから、長寿命化と防災・減災機能の強化を計画的に取り組む。

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>3)新潟県環境基本計画 2017-2028</p> <p>新潟県環境基本計画には、基本目標「人と自然が共生する暮らし」及び「資源循環型社会の形成」のなかで、海岸環境について次のように位置づけられている。</p> <p>○人と自然が共生する暮らし—水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、多様な河川景観と調和した河川整備（多自然川づくり）や、砂浜を守り、水辺の快適性と利用しやすさに配慮した海岸整備を推進し、水辺の保全を図ります。・港湾緑地の整備により快適で潤いのある港湾環境の創出を図ります。・沿岸域の環境や漁場の保全に向け、上流域における森づくり（魚の森づくり）を推進します。 <p>○資源循環型社会の形成—廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策</p> <ul style="list-style-type: none">・新潟県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県、海岸管理者、市町村が連携した海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制の取組を推進します。

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>3)新潟県水環境保全基本方針</p> <p>新潟県では、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例(平成8年10月全面改正)」において、県が水環境保全基本方針を策定すると定めている。これに基づき、「新潟県水環境保全基本方針(平成12年2月策定)」を定めており、その内容等は次のとおりとなっている。</p> <p>○方針の性格</p> <p>この方針は、新潟県の水環境の保全にむけた総合的かつ長期的な取組の方向と具体的な計画を示すものであり、県民、事業者、行政が連携・協力して、水環境保全対策を進めていくために策定するものである。また、「新潟県環境保全基本計画」の水環境保全分野の個別の方針・計画と位置づけられるものである。</p> <p>○方針の対象</p> <p>この方針が対象とする水域等は、河川、湖沼、沿岸海域の水域、地下水、水辺地及びその関連する周辺地域とし、対象とする分野は、水質、水量、生物、水辺環境及び周辺環境と親水性とする。</p> <p>○方針の基本理念</p> <p>この方針の中では、「豊かな自然に恵まれた水環境を保全し創出する」の基本理念のもと、次の5つを大きな指針として施策を実施していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指針1：清らかな水と多様な生物をはぐくむ水域を確保する ● 指針2：豊かな水の流れと健全な水環境を確保する ● 指針3：きれいで安全な水を確保する ● 指針4：自然豊かで親しみのある水辺環境を保全し創出する ● 指針5：水環境保全に向け共同参画による取組を進める <p>4)海岸に関する諸計画等</p> <p>沿岸には、海岸と関わりの深い様々な計画・事業がある。</p> <p>(表-1.3.11 新潟県沿岸域における海岸に関する諸計画一覧表)</p>	<p>4)新潟県水環境保全基本方針</p> <p>新潟県では、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例(平成8年10月全面改正)」において、県が水環境保全基本方針を策定すると定めている。これに基づき、「新潟県水環境保全基本方針(平成12年2月策定、令和3年3月最終改訂)」を定めており、その概要は次のとおりとなっている。</p> <p>○方針の位置付け</p> <p>この方針は、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき策定するもので、新潟県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指すために水環境の面からの取組を示すものです。また、新潟県環境基本計画の水環境保全分野の個別の方針・計画として、県民、事業者、民間団体、市町村及び県の参加と連携、協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための指針となるものです。</p> <p>○方針の対象</p> <p>(1)対象とする水環境</p> <p>この方針の対象は、河川、湖沼、沿岸海域等の水域、地下水、水辺地及び水源かん養域としての森林等とし、対象とする分野は、水質、水の循環、水とのふれあい、水辺環境とその生物多様性とします。</p> <p>(2)対象主体及び対象地域</p> <p>対象主体は県民、事業者、民間団体、市町村及び県とし、対象地域は県内全域とします。</p> <p>○方針の基本理念</p> <p>新潟県の豊かな水環境を保全・創造し、活用を図りつつ次の世代へ継承していくため、基本理念を『豊かな自然に恵まれた水環境を保全し創出する』とし、これに基づいて引き続き水環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。</p> <p>5)海岸に関する諸計画等</p> <p>沿岸には、海岸と関わりの深い様々な計画・事業がある。</p> <p>(表-16 新潟県沿岸域における海岸に関する諸計画一覧表)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(12) 海岸への要請</p> <p>1) 県民意識調査</p> <p>平成9年度に県が全県域を対象に行った水環境保全についての意識調査によると、身近な海岸としては、上位から寺泊海岸、柏崎海岸、新潟海岸となっているように、良好な砂浜を有し海水浴利用などの利用頻度が多い海岸が上位となっている。</p> <p>海岸に対する満足度では、「水辺のきれいさ、ゴミの少なさ」が「やや不満」と「非常に不満」をあわせると67.1%と不満の割合が高くなっている。他の全ての項目では「普通」という回答が最も多く、「満足」や「不満」をあまり感じていない結果となっている。</p> <p>現在海岸で行っていることと、将来海岸でやりたいことでは、現状では「水泳」「魚釣り・魚とり」等の自然的環境を利用した行為とともに、「景色眺望」「ドライブ」「散歩」も多い。将来的には、「魚釣り・魚とり」「散歩」「バーベキュー・キャンプ」等が現状に比べて大きく増加している。</p> <p>海岸の環境保全上重要なこととしては、「家庭からの汚濁を軽減」63.5%、「工場排水による汚濁を軽減」58.7%と、汚濁負荷削減対策が重要との回答が最も多く、ついで「侵食防止対策」40.5%、「海生生物の生息環境保全」40.1%となっている。</p> <p>(図-1.3.32 身近な海岸(上位20海岸)) (図-1.3.33 海岸に対する満足度) (図-1.3.34 現在海岸で行っていること、将来海岸でやりたいこと) (図-1.3.35 海岸の環境保全上重要なこと)</p> <p>2) 住民説明会での住民意見</p> <p>海岸保全基本計画策定にあたり、平成13年8月から平成14年2月の間に、県下全域の海岸関係30市町村において住民説明会を開催した。説明会では、海岸法改正の趣旨や海岸保全基本計画策定の背景を説明し、各地域における海岸保全施設整備の現状や今後の計画について意見聴取を行った。住民説明会は、概ね市町村を単位とした33会場で開催し、住民参加人数は県下全域で694人であった。</p> <p>佐渡沿岸の説明会では、次のような住民意見があった。</p> <p>(防護面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸侵食や越波による被害からの防護を要望する意見が多く、特に自動車が唯一の輸送交通手段であり、その主要路線である道路が海岸線を走る土地柄らしく、道路越波の危険を訴える声が多かった。また、海岸保全施設等に高波がぶつかると、強風により飛沫が背後集落に達 	<p>(12) 海岸への要請</p> <p>1) 県民意識調査</p> <p>新潟県水環境保全基本方針の策定にむけて、令和元年度に県が全県域を対象に行った水環境保全についての意識調査によると、海岸に対する満足度では、「海岸のゴミの少なさ」が「やや不満」と「非常に不満」をあわせると60%近くと不満の割合が高くなっている。他の全ての項目では「普通」という回答が最も多く、「満足」や「不満」をあまり感じていない結果となっている。</p> <p>現在海岸で行っていることと、将来海岸でやりたいことでは、現状では「景色を楽しむ」「ドライブ」「散歩」等の自然的環境を利用した行為とともに、「水遊び」「花火、花火見物」「水泳」などのレクリエーションも多い。将来的には、「水遊び」「バーベキュー・キャンプ」等が現状に比べて大きく増加している。</p> <p>海岸の環境保全上重要なこととしては、「工場排水による汚濁を軽減」「家庭からの汚濁を軽減」がともに45%を超えており、汚濁負荷削減対策が重要との回答が最も多く、ついで「侵食防止対策」が40%を越え、「樹林の保全による海の動植物の生息環境の保全」は30%を越えている。</p> <p>(図-58 海岸に対する満足度) (図-59 海岸の環境保全上重要なこと) (図-60 現在海岸で行っていること、将来海岸でやりたいこと)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>し塩害が発生したり、振動が発生するなどの声もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「二つ亀の周辺は砂浜が侵食してきている。佐渡を代表する大事な観光地なのだが、どうすれば守れるのか？」 ・「離岸堤の開口部のところが海岸が侵食され砂浜が無くなって、深掘れになっている。」 ・「佐渡一周線が通学路になっているが、高波がくると危険なので何とか対処してほしい。」 ・「冬場の荒波、それから台風の時期には、こぶし大の石が打ち上げられて、道路に波といっしょに入ってくる箇所がある。車を運転していると怖いときがある。」 ・「前浜地区では、海水浴場もほしいし、自然環境だとか人工リーフもほしいが、やっぱり防護を優先してほしい。道路に波が上がるだとか、波のぶつかる震動で地震のようにゆれたりするので、高波対策を優先にお願いしたい。」 ・「松ヶ崎の鴻ノ瀬鼻より水津側では、佐渡沖より北海道の方で強い風が吹いたときに、その寄り回りの波が入ってきて、道路に波が上ってくる。」 ・「柿の被害など、農業被害、家屋に対する塩害が前から出てきているので配慮してほしい。」 ・「波がぶつかり飛沫がたつような施設は飛沫をおさえるよう配慮してほしい。飛沫が風に乗って背後の集落に塩害のような被害が発生してしまう。」 ・「真野や窪田のように沖合保全施設を整備し砂浜を守っているが、八幡海岸では全く砂浜が無くなってしまった。昔は野球ができるほど広い砂浜だった。昔ほどとはいわないが、せめて海水浴のできるような砂浜を回復してほしい。」 ・「お金がないから危険な箇所から集中的にというのわかるが、いざ護岸が壊れると、すぐ後ろは道路なのだから、壊れてしまったからの復旧には相当のお金がいるだろう。そういうことの無いように、危険なところの把握に努め、どこが優先的な場所かよく見てほしい。」 ・「内浦地区ではS49年の被災（海底地すべり）により海底地形が変わったが、いろいろ対策をし治まった経緯がある。しかし、その後も同じように沈下などが生じないか非常に不安である。」 <p>(環境面に関する要請)</p> <p>景観・環境については、防護を優先しつつも、景勝地などの保全を要望する意見があった。また、訪れる観光客などからは、海岸の景観や環境保全を</p>	<p>2)住民説明会での住民意見</p> <p>海岸保全基本計画策定にあたり、平成13年8月から平成14年2月の間に、県下全域の海岸関係30市町村において住民説明会を開催した。説明会では、海岸法改正の趣旨や海岸保全基本計画策定の背景を説明し、各地域における海岸保全施設整備の現状や今後の計画について意見聴取を行った。住民説明会は、概ね市町村を単位とした33会場で開催し、住民参加人数は県下全域で694人であった。</p> <p>佐渡沿岸の説明会では、次のような住民意見があった。</p> <p>(防護面に関する要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸侵食や越波による被害からの防護を要望する意見が多く、特に自動車が唯一の輸送交通手段であり、その主要路線である道路が海岸線を走る土地柄らしく、道路越波の危険を訴える声が多かった。また、海岸保全施設等に高波がぶつかると、強風により飛沫が背後集落に達し塩害が発生したり、振動が発生するなどの声もあった。 ・「二つ亀の周辺は砂浜が侵食してきている。佐渡を代表する大事な観光地なのだが、どうすれば守れるのか？」 ・「離岸堤の開口部のところが海岸が侵食され砂浜が無くなって、深掘れになっている。」 ・「佐渡一周線が通学路になっているが、高波がくると危険なので何とか対処してほしい。」 ・「冬場の荒波、それから台風の時期には、こぶし大の石が打ち上げられて、道路に波といっしょに入ってくる箇所がある。車を運転していると怖いときがある。」 ・「前浜地区では、海水浴場もほしいし、自然環境だとか人工リーフもほしいが、やっぱり防護を優先してほしい。道路に波が上がるだとか、波のぶつかる震動で地震のようにゆれたりするので、高波対策を優先にお願いしたい。」 ・「松ヶ崎の鴻ノ瀬鼻より水津側では、佐渡沖より北海道の方で強い風が吹いたときに、その寄り回りの波が入ってきて、道路に波が上ってくる。」 ・「柿の被害など、農業被害、家屋に対する塩害が前から出てきているので配慮してほしい。」 ・「波がぶつかり飛沫がたつような施設は飛沫をおさえるよう配慮してほしい。飛沫が風に乗って背後の集落に塩害のような被害が発生してしまう。」 ・「真野や窪田のように沖合保全施設を整備し砂浜を守っているが、八

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>求める声が高い・重視されているとの情報も寄せられた。</p> <p>漁業就業者の多い地域特性から、漁場の保全や藻場の保護・造成について多くの要望があった。この中で、沖合保全施設は藻場を潰してしまう恐れがあるとの意見と、藻場造成の機能があるため積極的に設置を望む意見とが混在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「藻がないとアワビやサザエはもちろん稚魚もつかないし、産卵をする漁場の形成が無いというようなことなので、藻場造成に力を入れてもらいたい。」 ・「世の中ありがたく贅沢になって、今までは道路の進捗重点とやってきたが、やはり世の中の求めている環境の美化等はつきまとう。これからは、どこの集落も同じことなんだが、大事な海水浴場というように美がほしい。」 ・「道路が海岸の方に付け変わったら、海浜が無くなってしまった。」 ・「養浜については、防波堤に溜まっていくなどの状況を考えると掘らなければならないことはわかるが、あまりにもいっぺんにやられたんじゃ、漁業にも影響が出る。」 ・「海岸の景勝、砂地の景勝を確保するためにも、また、離岸堤は漁場として海藻の宝庫となっている関係からも、漁協として急いで海岸線に設置してほしい。」 ・「これ以上砂浜を無くさないでほしいというのが、観光客からも要望の声がある。」 <p>(利用面に関する要請)</p> <p>海岸利用については、レクリエーション・観光拠点整備の要望や、海岸利用のルールづくりについての意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マリトレジャーの関連の代表者としていわせてもらおうと、窪田海岸の護岸は安全面のみでなく、利用面・景観面からも、スロープのようにもっと有意義な利用の仕方ができるようなものにしてほしい。ウインドサーフィンや小型のボートの利用には、車が砂浜に降りられなくてはならないが、2～3mの護岸の高さがあってもダメだ。」 ・「マリトレジャーの船は、何であんなにカキの養殖イカダの中をどんどん走り回るんだ。」 ・「島外からのレジャー客は、結局車が海へ降りられる海岸を探し、ギリギリ的に乗り入れてくることになる。乗り入れ口が決まった方が、注意書き看板等でルールなどを知らせることができる。」 <p>(その他)</p> <p>海岸づくりについて非常に大きな関心を寄せているとともに、海岸と地域</p>	<p>幅海岸では全く砂浜が無くなってしまった。昔は野球ができるほど広い砂浜だった。昔ほどとはいわないが、せめて海水浴のできるような砂浜を回復してほしい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お金がないから危険な箇所から集中的にというのわかるが、いざ護岸が壊れると、すぐ後ろは道路なのだから、壊れてしまったからの復旧には相当のお金がいるだろう。そういうことの無いように、危険なところの把握に努め、どこが優先的な場所かよく見てほしい。」 ・「内浦地区ではS49年の被災（海底地すべり）により海底地形が変わったが、いろいろ対策をし治まった経緯がある。しかし、その後も同じように沈下などが生じないか非常に不安である。」 <p>(環境面に関する要請)</p> <p>景観・環境については、防護を優先しつつも、景勝地などの保全を要望する意見があった。また、訪れる観光客などからは、海岸の景観や環境保全を求める声が高い・重視されているとの情報も寄せられた。</p> <p>漁業就業者の多い地域特性から、漁場の保全や藻場の保護・造成について多くの要望があった。この中で、沖合保全施設は藻場を潰してしまう恐れがあるとの意見と、藻場造成の機能があるため積極的に設置を望む意見とが混在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「藻がないとアワビやサザエはもちろん稚魚もつかないし、産卵をする漁場の形成が無いというようなことなので、藻場造成に力を入れてもらいたい。」 ・「世の中ありがたく贅沢になって、今までは道路の進捗重点とやってきたが、やはり世の中の求めている環境の美化等はつきまとう。これからは、どこの集落も同じことなんだが、大事な海水浴場というように美がほしい。」 ・「道路が海岸の方に付け変わったら、海浜が無くなってしまった。」 ・「養浜については、防波堤に溜まっていくなどの状況を考えると掘らなければならないことはわかるが、あまりにもいっぺんにやられたんじゃ、漁業にも影響が出る。」 ・「海岸の景勝、砂地の景勝を確保するためにも、また、離岸堤は漁場として海藻の宝庫となっている関係からも、漁協として急いで海岸線に設置してほしい。」 ・「これ以上砂浜を無くさないでほしいというのが、観光客からも要望の声がある。」 <p>(利用面に関する要請)</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 3 社会的特性

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>とが密接な関係にあり、海岸に係わる様々な調整を総合的見地から行うことや、関係住民や利用者の意見調整、自然現象の人為的制御など、難しい課題があることについて意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「漁業者にとって沖合の藻場は非常に大切なので離岸堤で潰されるのはしのびない。だが、地元の皆さん同様陸に住んでいるので、生命財産を守るという観点では離岸堤も必要。地元の意見を聴いて、それを集約してこのような会議で諮って進めてゆくという、そういう形をとってもらって計画を作っていこうということだが、こういう難しいこともあるということも聴いてほしい。」 ・ 「海岸の道路計画は、道路、港湾、海岸といったつながりを十分把握し理解したうえで進めてもらいたい。狭い土地の中で、あるいは海岸を非常に大事にしている地域の中で、それぞれが自分のことを主張するような形だと困る。」 ・ 「漁港整備が進むとそこに流れ込む河川に土砂が溜まったり、圃場整備をやると水量が増えて漁港の湾内に土砂が溜まったりということが起きていて、非常に困っている。」 	<p>海岸利用については、レクリエーション・観光拠点整備の要望や、海岸利用のルールづくりについての意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「マリンレジャーの関連の代表者としていわせてもらおうと、窪田海岸の護岸は安全面のみでなく、利用面・景観面からも、スロープのようにもっと有意義な利用の仕方ができるようなものにしてほしい。ウインドサーフィンや小型のボートの利用には、車が砂浜に降りられなくてはならないが、2～3mの護岸の高さがあってもダメだ。」 ・ 「マリンレジャーの船は、何であんなにカキの養殖イカダの中をどんどん走り回るんだ。」 ・ 「島外からのレジャー客は、結局車が海へ降りられる海岸を探し、ゲリラ的に乗り入れてくることになる。乗り入れ口が決まった方が、注意書き看板等でルールなどを知らせることができる。」 <p>(その他)</p> <p>海岸づくりについて非常に大きな関心を寄せているとともに、海岸と地域とが密接な関係にあり、海岸に係わる様々な調整を総合的見地から行うことや、関係住民や利用者の意見調整、自然現象の人為的制御など、難しい課題があることについて意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「漁業者にとって沖合の藻場は非常に大切なので離岸堤で潰されるのはしのびない。だが、地元の皆さん同様陸に住んでいるので、生命財産を守るという観点では離岸堤も必要。地元の意見を聴いて、それを集約してこのような会議で諮って進めてゆくという、そういう形をとってもらって計画を作っていこうということだが、こういう難しいこともあるということも聴いてほしい。」 ・ 「海岸の道路計画は、道路、港湾、海岸といったつながりを十分把握し理解したうえで進めてもらいたい。狭い土地の中で、あるいは海岸を非常に大事にしている地域の中で、それぞれが自分のことを主張するような形だと困る。」 ・ 「漁港整備が進むとそこに流れ込む河川に土砂が溜まったり、圃場整備をやると水量が増えて漁港の湾内に土砂が溜まったりということが起きていて、非常に困っている。」

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>1. 4 沿岸の長期的な在り方</p> <p>(1)沿岸の課題</p> <p>佐渡沿岸における自然的・社会的特性や地域の特性、及び海岸への要請を踏まえ、海岸全体における課題について、海岸の防護、環境の整備と保全、公衆の適正な利用の3つの視点から検証し、海岸全体としての課題を明らかにする。</p> <p>1)海岸の防護に関する課題</p> <p>本沿岸は、真野湾と両津湾内の海岸と大規模な砂浜である素浜海岸を除くと、岬や岩礁に囲まれた小規模な砂・礫浜海岸（ポケットビーチ）や崖海岸がほとんどである。その海岸線は、台風や冬季風浪に伴う高波浪によって侵食が進み、汀線が年々後退している。そして、汀線の後退に伴い、海岸構造物の被災、背後地の人家や公共施設、ならびに道路への越波災害も度々発生している。特に、海岸の背後に集落が形成され、唯一の輸送交通手段が自動車であることなどから、越波防止に対する地域の要請がかなり強い。海岸の各種構造物については、飛沫による塩害や震動防止のため、より低反射なものが求められている。</p> <p>このように、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、海岸災害からの防護は最重要課題であることは変わらず、海岸侵食や越波に対する保全効果の早期発現が求められていて、さらに自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、自然豊かな観光名所；佐渡島・粟島を象徴するような、より高い次元での調和が求められている。</p> <p>海岸侵食の要因としては、土砂供給量の減少、漂砂バランスの崩壊などが大きく影響しているが、地域の特性から、大規模な海岸への土砂供給の増加は見込めず、また、人為的な供給も限られるため、面的防護のさらなる推進により、海岸部における人為的な沿岸漂砂の捕捉や沖合流出防止が重要となっている。</p> <p>このような厳しい海象条件の中で、戦後数十年にわたり海岸保全施設の整備を進めてきた本沿岸では、老朽化や損傷による施設機能の低下が予想されるため、施設の維持管理や適切な更新・改築が重要課題となっている。</p> <p>また、地球温暖化の影響による海面上昇が現実のものとなった場合、砂浜の消失や来襲波浪の増大による陸地への浸水など、深刻な影響が予測される。このため、潮位や波浪について継続的な観測とデータの蓄積・共有・検証を行い、必要に応じ防護水準を見直すなど、各海岸管理者が一体となって監視を継続し、対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>地震津波に対する防災対策も忘れてはならない。佐渡島及び粟島では、1700年代の寛保・宝暦年間に大津波の被害があったとの記録もあり、また近</p>	<p>1. 4 沿岸の長期的な在り方</p> <p>(1)沿岸の課題</p> <p>佐渡沿岸における自然的・社会的特性や地域の特性、及び海岸への要請を踏まえ、海岸全体における課題について、海岸の防護、環境の整備と保全、公衆の適正な利用の3つの視点から検証し、海岸全体としての課題を明らかにする。</p> <p>1)海岸の防護に関する課題</p> <p>本沿岸は、真野湾と両津湾内の海岸と大規模な砂浜である素浜海岸を除くと、岬や岩礁に囲まれた小規模な砂・礫浜海岸（ポケットビーチ）や崖海岸がほとんどである。その海岸線は、台風や冬季風浪に伴う高波浪によって侵食が進み、汀線が年々後退している。そして、汀線の後退に伴い、海岸構造物の被災、背後地の人家や公共施設、ならびに道路への越波災害も度々発生している。特に、海岸の背後に集落が形成され、唯一の輸送交通手段が自動車であることなどから、越波防止に対する地域の要請がかなり強い。海岸の各種構造物については、飛沫による塩害や震動防止のため、より低反射なものが求められている。</p> <p>このように、環境・利用との調和が重要視されている現在でも、海岸災害からの防護は最重要課題であることは変わらず、海岸侵食や越波に対する保全効果の早期発現が求められていて、さらに自然と共生する海岸環境の保全、快適で利用しやすい海岸環境の創出など、自然豊かな観光名所；佐渡島・粟島を象徴するような、より高い次元での調和が求められている。</p> <p>海岸侵食の要因としては、土砂供給量の減少、漂砂バランスの崩壊などが大きく影響しているが、地域の特性から、大規模な海岸への土砂供給の増加は見込めず、また、人為的な供給も限られるため、面的防護のさらなる推進により、海岸部における人為的な沿岸漂砂の捕捉や沖合流出防止が重要となっている。</p> <p>このような厳しい海象条件の中で、戦後数十年にわたり海岸保全施設の整備を進めてきた本沿岸では、老朽化や損傷による施設機能の低下が予想されるため、施設の維持管理や適切な更新・改築が重要課題となっている。</p> <p>津波については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行され、平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に新たな知見による津波断層モデル(60断層)が公表された。新潟県では、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>を平成29年11月に作成した。これによるとこれまでの想定を上回る津波水位が示されている箇所もあり、ハード・ソフト両面からの対策が急務となっている。</p> <p>また、比較的発生頻度の高い津波については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。</p> <p>気候変動の影響については、気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇により海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等のおそれがある。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>年では、奥尻島での北海道南西沖地震津波による浸水被害や漁船の流出被害なども生じている。また、様々な地震津波想定結果によれば、海岸線の地形が岬状(凸地形)及び凹状になっているところは津波が集中しやすく、津波高さが大きくなる。特に、佐渡島は真野湾と両津湾という北東と西南方向に口を広げたV字型地形となっていることから、その湾奥では津波が集中し、極端に大きな津波高となると予想され、大きな浸水被害が生じると想定される。</p> <p>さらに、大勢の利用者が賑わう夏場などは、日本海中部沖地震津波での人的被害のように、砂浜で利用者が津波にさらわれるという被害も想定される。津波に対処するための防護施設を整備することは、莫大な投資を必要とし、かつ防護施設前面の利用者は無防備となるなど、対処が難しい課題となっている。</p> <p>2)環境の整備と保全に関する課題</p> <p>佐渡島・粟島には、豊かな自然環境(貴重な動植物、優れた海岸景観等)が広範囲において形成され、貴重な文化財も多く分布しており、いずれも貴重な観光資源となっている。このような優れた自然は、生物の生息環境、水産資源の育成環境など各種環境の創生の基盤をなすものである。こうした自然環境を積極的に保全するとともに、砂浜の回復などのように、失われた環境・景観については、復元・回復させることが強く望まれている。また、貴重種や藻場の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。</p> <p>過去に整備された線的防護の海岸保全施設により、景観が著しく損なわれている例もあり、施設の更新・改築時には景観の改善も考慮しなければならない。</p> <p>毎年、冬季風浪後など大量のゴミ等が海岸に打ち上げられるが、その処理については、海岸愛護活動が積極的に行われているため、利用度の高い夏場前には、清潔さが保たれている。しかし、人為的なゴミ投棄により、海岸環境を著しく損ねている事例も見受けられる。</p> <p>3)公衆の適正な利用に関する課題</p> <p>本沿岸においては、離島という特性から地域の活性化が重要課題となっているが、地域と海岸が密接に結びついていることから、海岸の利用を質・量ともに向上させる海岸づくりは、地域の活性化に大きく寄与することができる。</p> <p>特に、沿岸海域では、漁業活動の推進、レクリエーションの場としての利用促進が必要である。また、夏季だけでなく、冬季においても新しい可能性</p>	<p>2)環境の整備と保全に関する課題</p> <p>佐渡島・粟島には、豊かな自然環境(貴重な動植物、優れた海岸景観等)が広範囲において形成され、貴重な文化財も多く分布しており、いずれも貴重な観光資源となっている。このような優れた自然は、生物の生息環境、水産資源の育成環境など各種環境の創生の基盤をなすものである。こうした自然環境を積極的に保全するとともに、砂浜の回復などのように、失われた環境・景観については、復元・回復させることが強く望まれている。また、貴重種や藻場の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。</p> <p>過去に整備された線的防護の海岸保全施設により、景観が著しく損なわれている例もあり、施設の更新・改築時には景観の改善も考慮しなければならない。</p> <p>毎年、冬季風浪後など大量のゴミ等が海岸に打ち上げられるが、その処理については、海岸愛護活動が積極的に行われているため、利用度の高い夏場前には、清潔さが保たれている。しかし、人為的なゴミ投棄により、海岸環境を著しく損ねている事例も見受けられる。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>も含めて振興策を考えていくことが重要である。</p> <p>なお、沿岸における豊かな自然環境は、保全・保護が求められている一方で、地域活性化に繋がる観光レクリエーション利用等の有効な資源でもあることから、自然環境の保全を前提としながら、関係各機関との調整の基にその活用計画について検討していく必要がある。</p> <p>また、具体的な施設計画や施設整備に際しては、必要に応じて調査を行い、周辺環境に与える影響に十分配慮し、環境保全に対して万全な注意を払うことが必要である。</p> <p>さらに、保全側と利用側とが共通の協議の場に臨み、合意形成に向けて相互の益に資するような糸口を見出していく努力が求められる。</p> <p>漁業、港湾、観光レクリエーション及びその他の空間利用の相互間においては、各種計画段階において各関係機関との十分な調整を行うのは勿論、各機関が連携して総合的により価値が高いものを構築するといった体制づくりが必要となっている。</p> <p style="text-align: center;">33</p>	<p>3)公衆の適正な利用に関する課題</p> <p>本沿岸においては、離島という特性から地域の活性化が重要課題となっているが、地域と海岸が密接に結びついていることから、海岸の利用を質・量ともに向上させる海岸づくりは、地域の活性化に大きく寄与することができる。</p> <p>特に、沿岸海域では、漁業活動の推進、レクリエーションの場としての利用促進が必要である。また、夏季だけでなく、冬季においても新しい可能性も含めて振興策を考えていくことが重要である。</p> <p>なお、沿岸における豊かな自然環境は、保全・保護が求められている一方で、地域活性化に繋がる観光レクリエーション利用等の有効な資源でもあることから、自然環境の保全を前提としながら、関係各機関との調整の基にその活用計画について検討していく必要がある。</p> <p>また、具体的な施設計画や施設整備に際しては、必要に応じて調査を行い、周辺環境に与える影響に十分配慮し、環境保全に対して万全な注意を払うことが必要である。</p> <p>さらに、保全側と利用側とが共通の協議の場に臨み、合意形成に向けて相互の益に資するような糸口を見出していく努力が求められる。</p> <p>漁業、港湾、観光レクリエーション及びその他の空間利用の相互間においては、各種計画段階において各関係機関との十分な調整を行うのは勿論、各機関が連携して総合的により価値が高いものを構築するといった体制づくりが必要となっている。</p> <p style="text-align: center;">36</p>

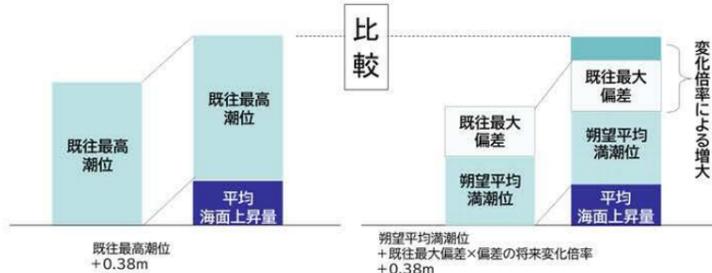
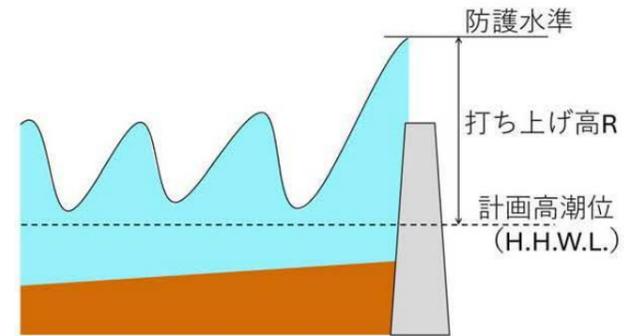
■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>(2)海岸保全の目標</p> <p>佐渡沿岸における課題に対処し、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理の実現を目指し、本沿岸における海岸保全の目標、いわゆる海岸の長期的な在り方を定めるものとする。</p> <p>1)佐渡沿岸の長期的な在り方</p> <p>①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～</p> <p>厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、環境面、利用面との調和のとれた面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。</p> <p>②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切に作る ～</p> <p>優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組みを進めるものとする。</p> <p>③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～</p> <p>多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。</p>	<p>(2)海岸保全の目標</p> <p>佐渡沿岸における課題に対処し、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理の実現を目指し、本沿岸における海岸保全の目標、いわゆる海岸の長期的な在り方を定めるものとする。</p> <p>1)佐渡沿岸の長期的な在り方</p> <p>①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～</p> <p>厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、環境面、利用面との調和のとれた面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、ハード面の整備に加えて、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。</p> <p>②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切に作る ～</p> <p>優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組みを進めるものとする。</p> <p>③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～</p> <p>多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2)海岸全体の目標</p> <p>海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。</p> <p>①海岸の防護に関する施策</p> <p>ア) 防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。</p> <p>a)防護すべき地域</p> <p>高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。</p> <p>b)防護水準</p> <p>高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。</p> <p>ここで、計画高潮位及び計画波浪は以下のいずれかの方法により設定するものとする。</p> <p>(計画高潮位の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既往最高規模の潮位 ・ 朔望平均満潮位＋既往最大潮位偏差 <p>(計画波浪の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既往最大規模の実測波浪 ・ 実測、または気象資料に基づく推算により得た統計資料に、確率処理を施して求めた確率波浪 	<p>2)海岸全体の目標</p> <p>海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。</p> <p>①海岸の防護に関する施策</p> <p>ア) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオにおける、2℃上昇シナリオ(RCP2.6)の将来予測結果を踏まえた外力の長期的な変化を考慮し、防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。</p> <p>a)防護すべき地域</p> <p>高潮・波浪、津波等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪または設計津波に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。</p> <p>b)防護水準</p> <p>○高潮・波浪に対する防護水準</p> <p>高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
	<p>(計画高潮位の設定)</p> <p>下記の2値を比較し高い値を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既往最高潮位 + 平均海面上昇量 ・ 期望平均満潮位 + 気候変動を考慮した潮位偏差 + 平均海面上昇量  <p>図-1.4.1 計画高潮位の設定イメージ</p> <p>(波浪による打ち上げ高の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画波浪は「新潟県沿岸波浪推算業務換算沖波算出マニュアル」(平成20年4月、新潟県農林水産部漁港課)の値(50年確率波)を採用し、波浪の長期変化等の影響分を見込む。 ・ 各地区海岸の代表断面と計画波浪から打ち上げ高を算出する。  <p>図-1.4.2 高潮・波浪に対する防護水準の設定イメージ</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>○津波に対する防護水準</p> <p>津波からの防護が必要な海岸については、設計津波（レベル1津波）に対して防護することを目標とする。</p> <p>また、津波に対する防護水準は、断層モデルによる広域地盤沈下の影響を考慮する。</p> <p>（設計津波水位の設定）</p> <p>新潟県設計津波に関する連絡調整会議にて検討した新潟地震津波、日本海中部地震津波、北海道南西沖地震津波を対象とする。</p> <p>ゾーン区分ごとに、朔望平均満潮位に気候変動の影響による平均海面上昇量（0.38m）を加えた潮位を初期潮位として津波シミュレーションを実施し算出する。</p> <p style="text-align: right;">（表-17 防護水準一覧）</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。</p> <p>ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。</p> <p>エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。</p> <p>オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。</p> <p>カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。</p> <p>キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。</p> <p>ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。</p> <p>ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。</p> <p>コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。</p> <p>サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、必要に応じ施設の更新・改築を行う。</p>	<p>イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。また、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の海岸保全施設の整備を推進していく。</p> <p>ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。</p> <p>エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。</p> <p>オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。</p> <p>カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。</p> <p>キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。</p> <p>ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。</p> <p>ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、ハード面での整備に加えて、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。</p> <p>コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。</p> <p>サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、計画的に施設の更新・改築を行う。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>②環境の整備と保全に関する施策</p> <p>ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。</p> <p>イ) 絶滅の恐れのある希少な物も含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。</p> <p>ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。</p> <p>エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。</p> <p>オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。</p> <p>カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。</p> <p>キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。</p>	<p>②環境の整備と保全に関する施策</p> <p>ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。</p> <p>イ) 絶滅の恐れのある希少な物も含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。</p> <p>ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。</p> <p>エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。</p> <p>オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。</p> <p>カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。</p> <p>キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。</p>

■ 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 1. 4 沿岸の長期的な在り方

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>③公衆の適正な利用に関する施策</p> <p>ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。</p> <p>イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。</p> <p>ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。</p> <p>エ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。</p> <p>オ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。</p>	<p>③公衆の適正な利用に関する施策</p> <p>ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。</p> <p>イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。</p> <p>ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。</p> <p>エ) 海岸協力団体制度を活用し、市民が自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行うことを積極的に支援する。</p> <p>オ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。</p> <p>カ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 1 沿岸のゾーニング

現行計画(H28公表)

今回改定内容

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

2.1 沿岸のゾーニング

本沿岸域は、『佐渡』と『粟島』とに地理的に大きく区分され、さらに佐渡島内では、大佐渡・小佐渡、内海府・外海府などといったようにいくつかの地域区分があり、その地域毎に様々な特徴が見出される。海岸の保全にあたっては、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、佐渡沿岸では、地形条件及び自然的特性、社会的特性等、類似した性格を有する一連の区域毎に図-2.1.1のようにゾーン区分した。

本沿岸域は、『佐渡』と『粟島』とに地理的に大きく区分され、さらに佐渡島内では、大佐渡・小佐渡、内海府・外海府などといったようにいくつかの地域区分があり、その地域毎に様々な特徴が見出される。海岸の保全にあたっては、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、佐渡沿岸では、地形条件及び自然的特性、社会的特性等、類似した性格を有する一連の区域毎に図-2.1.1のようにゾーン区分した。

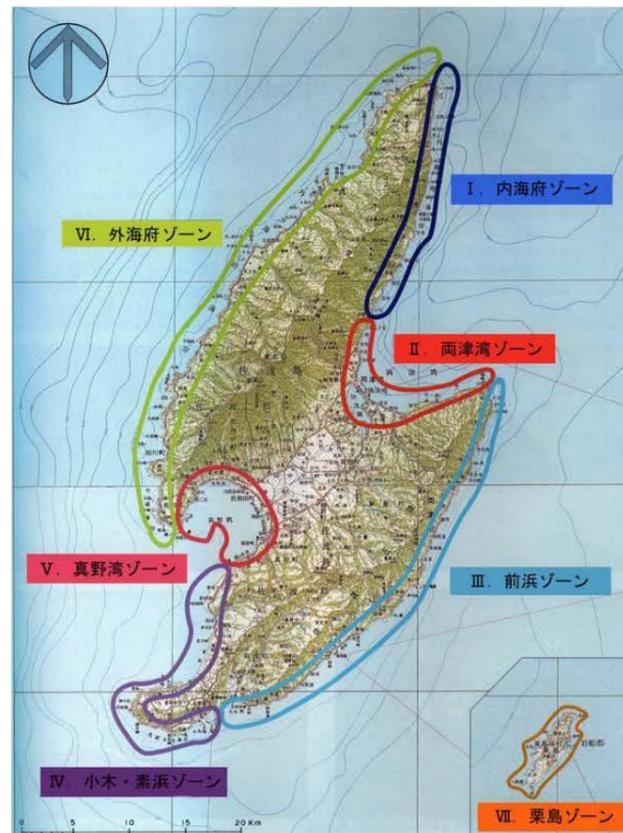


図-2.1.1 佐渡沿岸におけるゾーン配置図

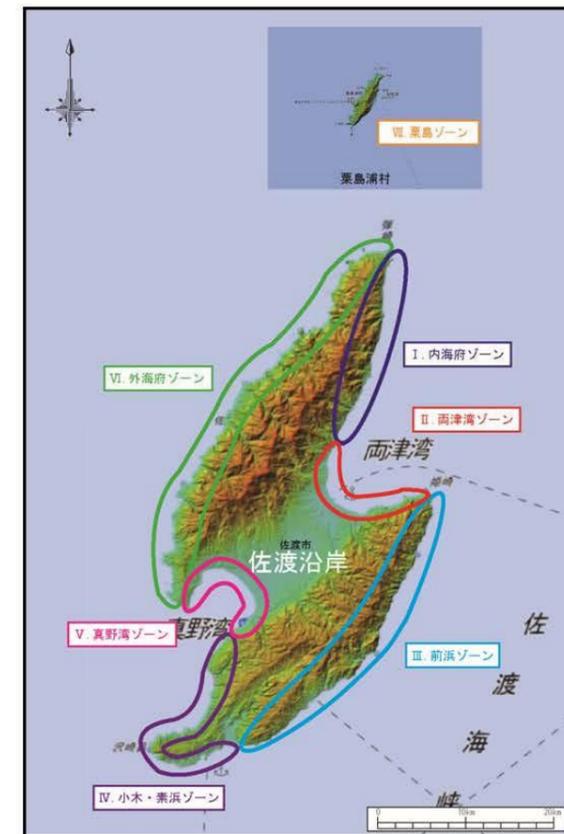


図-2.1.1 佐渡沿岸におけるゾーン配置図

2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

各ゾーンの特性と沿岸における課題点（「防護」「環境」「利用」）及び沿岸の長期的な在り方を踏まえ、ゾーン毎の海岸保全の施策を表-2.2.1に示す。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策</p> <p>各ゾーンの特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び計画の基本方針を踏まえ、ゾーン毎の海岸保全の施策を表-2.2.1に示す。</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定</p> <p>「海岸保全施設の整備に関する区域」は、各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸と、既に防護対策としての施設が存する海岸を対象とし設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防護目標で定めた高潮・波浪によって背後地の被害が想定される区域 ②現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域 ③現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域 <p>2. 4 海岸保全施設の諸元の整理</p> <p>沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を表-2.4.1及び添付図に示す。</p> <p>(1)沿岸内の区域の整理</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、代表堤防高（保全の目標となる堤防、護岸等の天端高）、現況の海岸保全施設を示す。</p> <p>(2)海岸保全施設の種類及び規模</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。 なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び代表堤防高を記載している。</p> <p>(3)受益の地域とその状況</p> <p>受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。</p> <p>(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。</p> <p style="text-align: center;">42</p>	<p>2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定</p> <p>(1)海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域</p> <p>各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とし設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防護水準で定めた高潮・波浪、設計津波によって背後地の被害が想定される区域 ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域 ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域 <p>(2) 海岸保全施設の存する区域</p> <p>海岸保全施設は、背後地を高潮・波浪等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要であることから、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を設定した。</p> <p>各区域の範囲を「海岸保全基本計画添付図」に示す。</p> <p style="text-align: center;">48</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)	今回改定内容
	<p>2. 4 海岸保全施設の諸元の整理</p> <p>沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を表-2.4.1及び添付図に示す。</p> <p>(1)沿岸内の区域の整理 海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、目安高（沖合施設等を考慮しない場合に想定される堤防、護岸等の天端高）、現況の海岸保全施設を示す。</p> <p>(2)海岸保全施設の種類及び規模 海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。 なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び海岸保全施設の目安高を記載している。 海岸保全施設の目安高は、「高潮・波浪に対する防護水準」と「津波に対する防護水準」のうち高い値を設定する。なお、計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。</p> <p>(3)受益の地域とその状況 受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波及び津波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。</p> <p>(4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。</p>

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表-2.4.1(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧
代表堤防高の基準高 O.P.は、小木港中等潮位

行政区分	沿岸区分	管理番号	区域番号	区域	配 置		規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況	維持又は修繕に関する事項	備 考
					地区	延長 (m)	代表堤防高 (m)	代表堤防高 (m)						
佐賀県	内海府	11	11	西津海岸(玉崎地区)	佐賀市玉崎	2,670	O.P.+4.4	護岸、消波工	護岸、人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地	県道及び一部地区間に住宅が密集している。日射の強い西津海岸に多く、17回程度の定期点検を実施し、原状を回復し、適切な状態を維持・修繕を行う。	小佐賀県立自然公園	
				白瀬海岸	佐賀市白瀬(白瀬地区)	680	O.P.+4.4	護岸、護岸堤、消波工		佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				西津海岸(白瀬・峰地区)	佐賀市白瀬～峰(西津地区)	1,840	D.L.+4.4	護岸、護岸堤、突堤		佐賀市の一部	住宅地・農地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				羽吉海岸	佐賀市羽吉(羽吉地区)	510	O.P.+4.4	護岸、護岸堤、突堤		佐賀市の一部	住宅地、公共用地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				西津海岸(吉住・平沢地区)	佐賀市吉住～平沢(西津地区)	2,910	D.L.+4.4	護岸、護岸堤、人工リーフ、消波工、突堤、養浜工		佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				西津海岸(東地区)	佐賀市西津東(西津地区)	140	O.P.+4.4	護岸		佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				西津海岸(東・渡地区)	佐賀市西津東～西津渡(西津地区)	2,850				佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				西津海岸(真木・椎白地区)	佐賀市真木～椎白(西津地区)	2,670	D.L.+3.5	護岸、護岸堤、人工リーフ、消波工		佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				椎白海岸	佐賀市椎白(椎白地区)	450	O.P.+4.4	護岸		佐賀市の一部	農地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				西津海岸(西原・羽二生地区)	佐賀市西原～羽二生	3,320	O.P.+4.4	護岸、護岸堤、人工リーフ、消波工、突堤、養浜工	護岸、人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		
				入妻海岸	佐賀市羽二生(入妻地区)	540	O.P.+4.4	護岸、消波工、護岸堤		佐賀市の一部	住宅地・農地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。		

今回改定内容

表-2.4.1(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

行政区分	沿岸区分	管理番号	区域番号	区域	地区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況	維持又は修繕の方法	備 考
						延長 (m)	代表堤防高 (m)						
佐賀県	内海府	10	10	白瀬海岸	佐賀市白瀬(白瀬地区)	474	T.P.+5.6	護岸、護岸堤、消波工	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	海岸長寿命化計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に1回の定期点検を実施し、原状を回復し、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				西津海岸(白瀬・特地区)	佐賀市白瀬～特(西津地区)	1,837	T.P.+7.1	護岸、護岸堤、突堤	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地・農地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				羽吉海岸	佐賀市羽吉(羽吉地区)	512	T.P.+6.1	護岸、護岸堤、人工リーフ	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、公共用地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				西津海岸(吉住・平沢地区)	佐賀市吉住～平沢(西津地区)	2,905	T.P.+5.7	護岸、護岸堤、人工リーフ、消波工、突堤、養浜工	護岸等※1、護岸等※2、養浜工	佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				西津海岸(東地区)	佐賀市西津東(西津地区)	157	T.P.+4.8	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				西津海岸(加茂地区)	佐賀市西津東～西津渡(西津地区)	4,215	T.P.+1.5	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				西津海岸(清・河崎地区)	佐賀市西津東～河崎(西津地区)	3,686	T.P.+5.0	護岸、護岸堤、人工リーフ、消波工、突堤、養浜工	護岸等※1、護岸等※2、養浜工	佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				西津海岸(真木・椎白地区)	佐賀市真木～椎白(西津地区)	2,665	T.P.+6.5	護岸、護岸堤、人工リーフ、消波工	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	
				椎白海岸	佐賀市椎白(椎白地区)	344	T.P.+7.5	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	農地	住宅密集地であり、土砂災害防止法に基づき、適切な状態を維持・修繕を行う。	

※1:施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは護岸堤、消波堤、消波堤、人工リーフ等を指す。
 ※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盛高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表-2.4.1(3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧
代表堤防高の基準高 O.P.は、小浜中等潮位

沿岸区分	ゾーン区分	配置		規模		主要な施設の概要		受益の地域		備考
		区域	地区	延長(m)	代表堤防高(m)	現況施設	計画施設	地域	状況	
西浜ゾーン	23	大川地区	佐渡市西津大川(大川地区)	150	O.P.+4.4	護岸堤	佐渡市の一部	住宅地	維持又は修繕に要する事項 台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年1回程度の定期点検を実施し、必要に応じて修繕を行う。 津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	24	西津海岸(大川地区)	佐渡市西津大川	1,000	O.P.+4.4	護岸、海岸堤、消波工	佐渡市の一部	農地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
前浜ゾーン	25	水津海岸(水津地区)	佐渡市水津(水津地区)	730	O.P.+4.0	護岸	佐渡市の一部	その他	新築堤防の整備に要する。年1回程度の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	26	西津海岸(水津・片野地区)	佐渡市水津・片野	3,800	O.P.+3.5	護岸、人工リーフ、養浜工、浸没、消波工	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園 赤島、風島、島さき公園
佐渡沿岸	27	西津海岸(月布地区)	佐渡市月布	1,600	O.P.+3.5	護岸、海岸堤、消波工	人工リーフ	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	28	西津海岸(野津地区)	佐渡市野津	600	O.P.+3.5	護岸、海岸堤、消波工	人工リーフ	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
前浜ゾーン	29	西津海岸(東清清水・赤玉地区)	佐渡市東清清水・赤玉	4,500	O.P.+3.5	護岸、海岸堤、人工リーフ、消波工	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	30	豊岡海岸(豊岡地区)	佐渡市豊岡(豊岡地区)	260	O.P.+3.5	護岸	佐渡市の一部	住宅地、公共用地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
前浜ゾーン	31	西津海岸(豊岡地区)	佐渡市豊岡(東島)	2,870	O.P.+3.5	護岸、人工リーフ、海岸堤、消波工	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	32	豊岡海岸(岩首地区)	佐渡市岩首(豊岡地区)	550	O.P.+3.5	護岸、消波工	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園

今回改定内容

表-2.4.1(3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	管理番号	区域	地区	規模		現況施設	計画施設	地域	状況	備考	
					延長(m)	目安高(m)						
西浜ゾーン	19	建設	西津海岸(西津・羽二生地区)	佐渡市西津・羽二生	3,183	T.P.+10.2	護岸、海岸堤、人工リーフ	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	維持又は修繕の方法 津波及び一部区域に住宅が密集している。また、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。 津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	20	漁港	入島漁港海岸	佐渡市羽二生(入島漁港)	538	T.P.+12.3	護岸、消波工、岸堤	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
西浜ゾーン	21	漁港	大川漁港海岸(大川地区)	佐渡市西津大川(大川地区)	148	T.P.+8.9	護岸	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	22	建設	西津海岸(大川地区)	佐渡市西津大川	1,000	T.P.+10.9	護岸、海岸堤	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	農地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
前浜ゾーン	23	漁港	水津漁港海岸(水津地区)	佐渡市水津(水津地区)	182	T.P.+8.7	護岸、消波工	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	その他	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
	24	漁港	水津漁港海岸(片野地区)	佐渡市水津(片野地区)	272	T.P.+10.7		護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
前浜ゾーン	25	建設	西津海岸(水津・片野地区)	佐渡市水津・片野	6,000	T.P.+10.7	護岸、人工リーフ、海岸堤、消波工	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園 赤島、風島、島さき公園
	26	建設	西津海岸(東清清水・豊岡地区)	佐渡市東清清水・豊岡	4,885	T.P.+8.7	護岸、人工リーフ、浸没、海岸堤	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園
前浜ゾーン	27	漁港	豊岡海岸(岩首地区)	佐渡市岩首(豊岡地区)	485	T.P.+8.5	護岸、消波工	護岸等※1、海岸堤等※2	佐渡市の一部	住宅地	津波及び一部区域に住宅が密集している。また、飲食対岸施設が整備されている。主に、日常的な海岸利用が多いことから、重要箇所から羽二生地区は年12回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐渡県立自然公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、海岸堤等とは海岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。
 ※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盛高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表-2.4.1(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧
代表堤防高の基準高 O.P.は、小浜港中等潮位

行政区分	区域	地区	配 置		主要な施設の概要		事業の地域		備 考
			延長 (m)	代表堤防高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況	
小佐渡県立自然公園	雄勝海岸(松ヶ崎地区)	佐渡市若首～松ヶ崎	2,430	O.P.+3.5	護岸、人工リーフ	人工リーフ	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住宅が密集しており、従来対策が整備されていない。また、日常的な海岸利用が多いことから、新浜川向海岸沿道に基つき年12回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			2,860	O.P.+3.5	護岸、海岸線、消波工	護岸、消波工	佐渡市の一部	住宅地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			5,730	O.P.+3.5	護岸、海岸線、人工リーフ、消波工	護岸	佐渡市の一部	住宅地	新浜川向海岸沿道に基つき、当該区間は防波堤・利用上の影響が少ないため、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			770	O.P.+3.5	護岸、海岸線	人工リーフ	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住宅が密集しており、従来対策が整備されていない。また、日常的な海岸利用が多いことから、新浜川向海岸沿道に基つき年12回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			620	D.L.+3.5	護岸、海岸線、突堤、消波工	護岸、海岸線、突堤、消波工	佐渡市の一部	住宅地、農地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			1,570	D.L.+3.5	護岸、消波工	護岸、消波工	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住宅が密集しており、従来対策が整備されていない。また、日常的な海岸利用が多いことから、新浜川向海岸沿道に基つき年12回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			1,560	D.L.+3.5	護岸、消波工	護岸、消波工	佐渡市の一部	住宅地、農地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			1,010	D.L.+3.5	護岸、海岸線	護岸、人工リーフ	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住宅が密集しており、従来対策が整備されていない。また、日常的な海岸利用が多いことから、新浜川向海岸沿道に基つき年12回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			3,950	D.L.+3.5	護岸、人工リーフ	人工リーフ	佐渡市の一部	住宅地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			480	D.L.+3.5	護岸、消波工	護岸、消波工	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住宅が密集しており、従来対策が整備されていない。また、日常的な海岸利用が多いことから、新浜川向海岸沿道に基つき年12回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。

今回改定内容

表-2.4.1(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

行政区分	区域	地区	規 模		主要な施設の種類		地 域	状 況	備 考
			延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設			
小佐渡県立自然公園	雄勝海岸(雄勝地区)	佐渡市若首～松ヶ崎	4,147	I.P.+10.8	護岸、人工リーフ	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住宅が密集しており、日常的な海岸利用が多いことから、新浜川向海岸沿道に基つき年12回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			2,219	I.P.+4.7	護岸、人工リーフ	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			2,860	I.P.+10.0	護岸、海岸線、突堤、消波工、消波工	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地	新浜川向海岸沿道に基つき、当該区間は防波堤・利用上の影響が少ないため、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			1,600	I.P.+6.0	護岸、海岸線、突堤、消波工	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			279	I.P.+5.3	護岸、海岸線、突堤、消波工、消波工	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住宅が密集しており、日常的な海岸利用が多いことから、新浜川向海岸沿道に基つき年12回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
小佐渡県立自然公園	雄勝海岸(雄勝地区)	佐渡市若首～松ヶ崎	4,900	I.P.+6.6	護岸、海岸線、人工リーフ	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			1,569	I.P.+6.6	護岸、消波工	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	新浜川向海岸沿道に基つき、当該区間は防波堤・利用上の影響が少ないため、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。
			1,560	I.P.+7.8	護岸、消波工	護岸等※1、海岸線等※2	佐渡市の一部	住宅地、農地	台東や地蔵堂などの災害発生時の臨時居住、年1回の巡回の巡回を実施し、施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、海岸線等とは海岸線、消波堤、人工リーフ等を指す。
 ※3:計画防波堤は、海岸保全施設の目安高、海岸線、背後地盤高、護岸・堤防の高さ(許可否、防波海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表-2.4.1(5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧
代表堤防高の基準高 O.P.は、小木港中等潮位

区分	区	区域	配 置		現 況		計画施設	地 域	状 況	備 考
			区 域	区 域	代表堤防高 (m)	延長 (m)				
佐 賀 県	36	須波海岸(大杉・三瀬地区)	佐賀市大杉・三瀬	2,920	D.L.+3.5	護岸、海岸堤防	佐賀市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住宅が密集している。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐賀県立自然公園
		須波海岸(三瀬地区)	佐賀市須波三瀬(須波地区)	390	D.L.+3.5	護岸	佐賀市の一部	住宅地、農地	台地や地盤の弱体化等の影響を受ける。また、年1回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐賀県立自然公園
		須波海岸(大杉・大石地区)	佐賀市須波大石	1,130	D.L.+3.5	護岸、消波工	佐賀市の一部	住宅地	県道及び一部区間に住宅が密集している。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐賀県立自然公園
		小木港海岸(大石地区)	佐賀市須波大石(小木港)	1,240	D.L.+3.5	護岸、海岸堤防、人工リーフ、消波工	佐賀市の一部	住宅地	高層住宅の密集による影響を受ける。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐賀県立自然公園
		小木港海岸(再遊地区)	佐賀市須波大石(小木港)	500	D.L.+3.5	護岸	佐賀市の一部	住宅地、農工業用地	背後に幹線道路である佐賀一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障をきたさぬよう、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐賀県立自然公園
小 木 港 区	37	須波海岸(大瀬地区)	佐賀市須波大瀬(須波地区)	840	D.L.+3.5	護岸、海岸堤防、消波工	佐賀市の一部	住宅地、農地	高層住宅の密集による影響を受ける。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐賀県立自然公園
		小木港海岸(大瀬地区)	佐賀市須波大瀬(小木港)	240	D.L.+3.5	護岸、海岸堤防	佐賀市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐賀一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障をきたさぬよう、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	小佐賀県立自然公園
		小木港海岸(再遊地区)	佐賀市須波大瀬(小木港)	920	D.L.+3.5	護岸、海岸堤防	佐賀市の一部	住宅地、農地	高層住宅の密集による影響を受ける。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	佐賀県須波山(国定公園)
小 木 港 区	38	須波海岸(大瀬地区)	佐賀市須波大瀬(小木港)	2,430	D.L.+3.5	護岸	佐賀市の一部	住宅地	背後に幹線道路である佐賀一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障をきたさぬよう、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	佐賀県須波山(国定公園)
		須波海岸(再遊地区)	佐賀市須波大瀬(小木港)	43	D.L.+3.5	護岸	佐賀市の一部	住宅地	背後に幹線道路である佐賀一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障をきたさぬよう、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。	佐賀県須波山(国定公園)

今回改定内容

表-2.4.1(5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

区分	区	区域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況	備 考
				延長 (m)	目安高 (m)					
佐 賀 県	36	須波海岸(大杉・三瀬地区)	佐賀市大杉・三瀬	1,014	T.P.+6.8	護岸、海岸堤防	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐賀一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障をきたさぬよう、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。
		須波海岸(三瀬地区)	佐賀市須波三瀬(須波地区)	5,155	T.P.+7.2	護岸、人工リーフ、消波工、海岸堤防	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地	台地や地盤の弱体化等の影響を受ける。また、年1回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。
		須波海岸(大杉・大石地区)	佐賀市須波大石	43	T.P.+6.2	護岸	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	県道及び一部区間に住宅が密集している。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。
		須波海岸(大瀬地区)	佐賀市須波大瀬	3,100	T.P.+4.0	護岸、海岸堤防、消波工、人工リーフ	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地	高層住宅の密集による影響を受ける。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。
		須波海岸(再遊地区)	佐賀市須波大瀬(小木港)	390	T.P.+6.5	護岸	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	背後に幹線道路である佐賀一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障をきたさぬよう、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。
小 木 港 区	37	須波海岸(大瀬地区)	佐賀市須波大瀬(須波地区)	1,330	T.P.+6.3	護岸、海岸堤防、人工リーフ、消波工	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地	高層住宅の密集による影響を受ける。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。
		小木港海岸(大石地区)	佐賀市須波大石(小木港)	755	T.P.+4.4	護岸	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地、農工業用地	背後に幹線道路である佐賀一周線、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障をきたさぬよう、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。
		小木港海岸(再遊地区)	佐賀市須波大瀬(小木港)	839	T.P.+3.8	護岸、海岸堤防、消波工	護岸等※1、海岸堤防等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	高層住宅の密集による影響を受ける。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築須波川河川海岸利用に基つき年12回の巡回点検を実施し、施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行う。

※1:施設の種類の等価換算に換算する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種類の等価換算に換算する。なお、海岸堤防等は海岸堤防、消波工、人工リーフ等を指す。
 ※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高さ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表-2.4.1(8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧
代表堤防高の基準高 O.P.は、小木港中等潮位

行政区区分	区域	地区	配 置		現 況		主要な施設の概要		計画施設	地 域	状 況	備 考
			延長 (m)	代表堤防高 (m)	延長 (m)	代表堤防高 (m)	現況施設	設置の地域				
佐 賀 県	73	相川海岸(磯地区)	佐賀市船橋(船橋地区)	1,980	O.P.+5.5	堤岸、護岸堤、消波堤	佐賀市の一部	住宅地、森林		佐賀市の一部	住宅地、森林	佐賀県相米山国定公園
	74	相川海岸(磯地区)	佐賀市磯	740	O.P.+5.5	堤岸、護岸堤	佐賀市の一部	住宅地		佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園
	75	高瀬海岸	佐賀市高瀬(高瀬地区)	300	O.P.+5.5	堤岸、護岸堤	佐賀市の一部	住宅地、農地	堤岸、突堤、人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	佐賀県相米山国定公園
	76	相川海岸(大津地区)	佐賀市相川大浦	1,980	O.P.+5.5	堤岸、護岸堤、消波工	佐賀市の一部			佐賀市の一部		佐賀県相米山国定公園
	77	相川海岸(磯伏地区)	佐賀市相川磯伏(相川磯伏地区)	100	O.P.+5.5	堤岸	佐賀市の一部	住宅地	堤岸、人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園
	78	相川海岸(磯伏地区)	佐賀市相川磯伏～相川所戸町	1,280	O.P.+5.5	堤岸、人工リーフ、突堤工	佐賀市の一部	住宅地	堤岸、人工リーフ、突堤工	佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園
	79	相川海岸(磯伏地区)	佐賀市相川下戸浜町～相川磯伏地区	1,820	O.P.+7.0	堤岸、消波工	佐賀市の一部	住宅地、農地		佐賀市の一部	住宅地、農地	佐賀県相米山国定公園
	80	相川海岸(相川地区)	佐賀市下相川(相川磯伏・相川地区)	540	O.P.+5.5	堤岸、護岸堤、消波工	佐賀市の一部	住宅地、農地	堤岸、護岸堤	佐賀市の一部	住宅地、農地	佐賀県相米山国定公園
	81	相川海岸(小川地区)	佐賀市小川	700	O.P.+5.5	堤岸、護岸堤	佐賀市の一部	住宅地、農地	人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	佐賀県相米山国定公園
	82	鯉津海岸	佐賀市鯉津(鯉津地区)	590	O.P.+5.5	堤岸、護岸堤、人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地		佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園
	83	北牧海岸(北牧地区)	佐賀市北牧(北牧地区)	340	O.P.+5.5	堤岸、人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	佐賀県相米山国定公園
	84	相川海岸(北牧地区)	佐賀市北牧	630	O.P.+5.5	堤岸	佐賀市の一部	農地	堤岸	佐賀市の一部	農地	佐賀県相米山国定公園

現行計画(H28公表)

今回改定内容

表-2.4.1(8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

行政区区分	管理番号	区域	地区	配 置	規 模		主要な施設の概要		計画施設	地 域	状 況	備 考
					延長 (m)	代表堤防高 (m)	現況施設	設置の地域				
佐 賀 県	62	佐賀市磯	佐賀市磯(磯地区)	佐賀市磯(磯地区)	3,171	I.P.+4.8	堤岸、人工リーフ、消波工	堤岸、人工リーフ	堤岸等※1、護岸堤等※2、突堤工	佐賀市の一部	市街地	佐賀県相米山国定公園
	63	相川海岸	佐賀市相川磯伏(相川磯伏地区)	佐賀市相川磯伏(相川磯伏地区)	1,520	I.P.+4.0	堤岸、護岸堤	堤岸、護岸堤	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	市街地	佐賀県相米山国定公園
	64	相川海岸	佐賀市相川磯伏(相川磯伏地区)	佐賀市相川磯伏(相川磯伏地区)	1,442	I.P.+5.0	堤岸、消波堤	堤岸、消波堤	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	市街地	佐賀県相米山国定公園
	65	相川海岸(北牧地区)	佐賀市北牧(北牧地区)	佐賀市北牧(北牧地区)	2,927	I.P.+7.1	堤岸、護岸堤	堤岸、護岸堤	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	佐賀県相米山国定公園
	66	相川海岸	佐賀市相川磯伏(相川磯伏地区)	佐賀市相川磯伏(相川磯伏地区)	1,740	I.P.+6.1	堤岸、護岸堤、消波工	堤岸、護岸堤、消波工	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、森林	佐賀県相米山国定公園
	67	相川海岸	佐賀市磯	佐賀市磯	195	I.P.+5.9	堤岸、護岸堤	堤岸、護岸堤	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園
	68	相川海岸(磯地区)	佐賀市磯	佐賀市磯	200	I.P.+5.9	堤岸、護岸堤	堤岸、護岸堤	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園
69	相川海岸(磯地区)	佐賀市磯	佐賀市磯	345	I.P.+5.9	堤岸、護岸堤	堤岸、護岸堤	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園	
70	高瀬海岸	佐賀市高瀬(高瀬地区)	佐賀市高瀬(高瀬地区)	300	I.P.+4.3	堤岸、護岸堤	堤岸、護岸堤	堤岸等※1、護岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地	佐賀県相米山国定公園	

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※3:計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盛高、護岸・堤防の高上げ可否、陸揚海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表-2.4.1(10) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧
代表堤防高の基準高 O.P.は、小木港中等潮位

沿岸区分	ゾーン区分	配 置		区 域		区 画 区 分	区 画 区 分		主要な施設の諸元		受益の地域		備 考
		区域	地区	延長 (m)	代表堤防高 (m)		現況施設	計画施設	地 域	状 況			
佐 賀 県 佐 賀 市	外 海 沿 岸	96	相川海岸(小野見地区)	佐賀市小野見	960	O.P.+5.5	護岸、人工リーフ	護岸	護岸	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市小野見地区 佐賀市小野見地区
		97	相川海岸(石名地区)	佐賀市石名	1,420	O.P.+5.5	護岸、人工リーフ	人工リーフ	人工リーフ	佐賀市の一部	農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市石名地区 佐賀市石名地区
		98	高千穂海岸(石名地区)	佐賀市石名(高千穂港・石名地区)	350	O.P.+5.5	護岸	護岸	護岸	佐賀市の一部	農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市石名地区 佐賀市石名地区
		99	相川海岸(小田・大倉地区)	佐賀市小田・大倉	1,300	O.P.+5.5	護岸、人工リーフ、消波工	護岸	護岸、人工リーフ、消波工	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市小田・大倉地区 佐賀市小田・大倉地区
		100	相川海岸(矢野地区)	佐賀市矢野	710	O.P.+5.5	護岸	人工リーフ	人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市矢野地区 佐賀市矢野地区
		101	関渡海岸	佐賀市五十浦～関(関渡港)	1,510	O.P.+5.5	護岸、護岸	護岸、人工リーフ	護岸、人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市五十浦～関地区 佐賀市五十浦～関地区
		102	相川海岸(五十浦地区)	佐賀市五十浦	610	O.P.+5.5	護岸	人工リーフ	人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市五十浦地区 佐賀市五十浦地区
		103	相川海岸(岩谷口地区)	佐賀市岩谷口	1,500	O.P.+5.5	護岸、人工リーフ	人工リーフ	人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市岩谷口地区 佐賀市岩谷口地区
		104	西津海岸(北島、野地区)	佐賀市北島	900	O.P.+5.5	護岸、護岸	護岸	護岸	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市北島地区 佐賀市北島地区

現行計画(H28公表)

今回改定内容

表-2.4.1(10) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	管 理 者	区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域	状 況	備 考		
					延長 (m)	目安高 (m)							
佐 賀 県 佐 賀 市	外 海 沿 岸	80	浦港	北沢浦港(戸中地区)	佐賀市戸中(北沢浦港・戸中地区)	85	T.P.+10.3			佐賀市の一部	住宅地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市戸中地区 佐賀市戸中地区
		81	建設	相川海岸(戸中地区)	佐賀市戸中	360	T.P.+10.2	護岸、護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市戸中地区 佐賀市戸中地区
		82	建設	相川海岸(南片辺地区)	佐賀市南片辺	400	T.P.+7.6	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市南片辺地区 佐賀市南片辺地区
		83	浦港	片辺海岸	佐賀市片辺(片辺浦港)	1,019	T.P.+6.5	護岸、護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市片辺地区 佐賀市片辺地区
		84	建設	相川海岸(北片辺地区)	佐賀市北片辺	471	T.P.+12.3	護岸、人工リーフ	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市北片辺地区 佐賀市北片辺地区
		85	建設	相川海岸(石花地区)	佐賀市石花	870	T.P.+12.3	護岸、護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市石花地区 佐賀市石花地区
		86	建設	相川海岸(野地区)	佐賀市野	618	T.P.+8.6	護岸、護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市野地区 佐賀市野地区
		87	建設	相川海岸(北川内地区)	佐賀市北川内	947	T.P.+8.6	護岸、消波堤、岸堤、突堤	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市北川内地区 佐賀市北川内地区
		88	浦港	高千穂海岸(北立島地区)	佐賀市北立島(高千穂港・北立島地区)	73	T.P.+8.6	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地	隣接及び一部区域に住家が近接している。また、日常的に海岸利用がされていることから、新浜海岸向海岸遊歩道整備にまつきき年12回の巡回の巡回を実施し、遊歩道の状態を把握し、必要に応じて巡回を行う。	佐賀市北立島地区 佐賀市北立島地区

※1: 施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2: 施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは護岸堤、消波堤、岸堤、人工リーフ等を指す。
 ※3: 計画高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

表-2.4.1(11) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧
代表堤防高の基準高 O.P.は、小木港中等潮位

沿岸区分	ゾーン区分	配 置		規 模		主要な施設の概要			受益の地域		備 考																																																																			
		区 域	地 区	延長 (m)	代表堤防高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況																																																																					
佐 賀 沿 岸	外 海 沿 岸	105	西津海岸(脚地区)	佐賀市脚	1,340	O.P.+5.5	護岸、離岸堤、人工リーフ	人工リーフ	佐賀市の一部	住宅地、農地	維持又は修繕に要する事項 住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が盛んであることから、新潟県河川海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園 二ツ島海水浴場																																																																		
													106	西津海岸(駿崎東地区)	佐賀市瀬浦	1,000	O.P.+5.5	護岸、離岸堤、消波工	護岸、離岸堤	佐賀市の一部	住宅地、農地	維持又は修繕に要する事項 住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用が盛んであることから、新潟県河川海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園																																																							
																								107	栗島浦海岸(港/市地区)	栗島浦村大字港/市	350	T.P.+5.0	護岸	護岸	栗島浦村の一部	公共用地、その他	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	新潟県栗島山国定公園																																												
																																			108	栗島浦海岸	栗島浦村大字内浦(栗島漁港)	540	T.P.+6.0	護岸、突堤	護岸、突堤	栗島浦村の一部	住宅地、公共用地、その他	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	新潟県栗島山国定公園																																	
																																														109	栗島浦海岸(内浦地区)	栗島浦村大字内浦	1,200	T.P.+5.0	護岸、消波堤、突堤	護岸、突堤工	栗島浦村の一部	住宅地、森林、その他	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	新潟県栗島山国定公園																						
																																																									110	釜谷漁港海岸	栗島浦村大字釜谷(釜谷漁港)	230	T.P.+6.0	護岸、消波堤	護岸、消波堤	栗島浦村の一部	住宅地、公共用地、その他	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	新潟県栗島山国定公園											
																																																																				111	栗島浦海岸(釜谷地区)	栗島浦村大字釜谷	450	T.P.+6.0	護岸	護岸	栗島浦村の一部	公共用地、その他	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	新潟県栗島山国定公園

現行計画(H28公表)

表-2.4.1(11) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	管理番号	区 域	地 区	規 模		主要な施設の概要			受益の地域	備 考																																																																														
					延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域			状 況																																																																													
佐 賀 沿 岸	外 海 沿 岸	89	相川海岸(北立島地区)	佐賀市立島~入川	760	T.P.+6.8	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、その他	相川海岸(北立島地区)に近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が盛んであることから、新潟県河川海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園																																																																													
													90	相川海岸(入川地区)	佐賀市入川	898	T.P.+6.8	護岸、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園																																																																		
																								91	相川海岸(高干地区)	佐賀市高干	1,815	T.P.+6.5	護岸、人工リーフ、消波工、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園																																																							
																																			92	高干漁港海岸(高干地区)	佐賀市高干(高干漁港・高干地区)	260	T.P.+6.6	護岸、離岸堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園																																												
																																														93	相川海岸(北田野浦地区)	佐賀市北田野浦	1,727	T.P.+6.3	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園																																	
																																																									94	相川海岸(小野見地区)	佐賀市小野見	975	T.P.+6.4	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園																						
																																																																				95	相川海岸(石名地区)	佐賀市石名	666	T.P.+6.2	護岸、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	農地	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園											
																																																																															96	相川海岸(石名・赤崎地区)	佐賀市石名	750	T.P.+6.2	護岸、消波堤	護岸等※1、離岸堤等※2	佐賀市の一部	農地	新潟県海岸遊歩道計画に基づき、重要度に応じて脚地区は年々3回の巡回、標準地区は防護上、利用上の影響が少ないため、年1回の巡回を実施し、施設の点検を把握し、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂島山国定公園

今回改定内容

※1.施設の種類の詳細は事業実施計画に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2.施設の種類の詳細は事業実施計画に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。
 ※3.計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)

今回改定内容

表-2.4.1(12) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	Y11-11-11-11-11	区番号	管理者	区域	地区	規模		主要な施設の種類		受益の地域	現状	維持又は修繕の方法	備考																																																																																				
						延長(m)	目安高(m)	現状施設	計画施設					地域																																																																																			
佐賀沿岸	外	97	灘設	高平灘海岸(石名地区)	佐賀市石名(高平灘港・石名地区)	350	T.P.+9.7	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	農地	海岸敷地計画に基づき、台風や地震などの災害発生時の臨時点検、年に2回程度の巡回、5年に1回程度の定期点検を実施し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園																																																																																				
														98	灘設	相川海岸(小田地区)	佐賀市小田	1,265	T.P.+9.3	護岸、護岸堤、人工リーフ	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住家が浸水している。また、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新設堤防の活用も検討し、施設の巡回を把握し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園																																																																								
																										99	灘設	相川海岸(大新地区)	佐賀市大新	661	T.P.+9.3	護岸、護岸堤	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住家が浸水している。また、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新設堤防の活用も検討し、施設の巡回を把握し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園																																																												
																																						100	灘設	相川海岸(矢柄地区)	佐賀市矢柄	705	T.P.+5.6	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住家が浸水している。また、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新設堤防の活用も検討し、施設の巡回を把握し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園																																																
																																																		101	灘設	脱島海岸	佐賀市五十浦(脱島)	1,512	T.P.+5.9	護岸、護岸堤	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住家が浸水している。また、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新設堤防の活用も検討し、施設の巡回を把握し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園																																				
																																																														102	灘設	相川海岸(五十浦地区)	佐賀市五十浦	612	T.P.+5.7	護岸	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住家が浸水している。また、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新設堤防の活用も検討し、施設の巡回を把握し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園																								
																																																																										103	灘設	相川海岸(皆谷口地区)	佐賀市皆谷口	1,457	T.P.+5.6	人工リーフ	護岸等※1	佐賀市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住家が浸水している。また、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新設堤防の活用も検討し、施設の巡回を把握し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園												
																																																																																						104	灘設	相川海岸(北島地区)	佐賀市北島	400	T.P.+7.5	護岸、護岸堤、消波工	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	津波及び一部区域に住家が浸水している。また、緊急対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新設堤防の活用も検討し、施設の巡回を把握し、悪化および損傷にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	佐賀砂津米山国定公園

※1:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2:施設の種類の詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは護岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。
 ※3:計画目安高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の施工可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)

今回改定内容

表-2.4.1(13) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

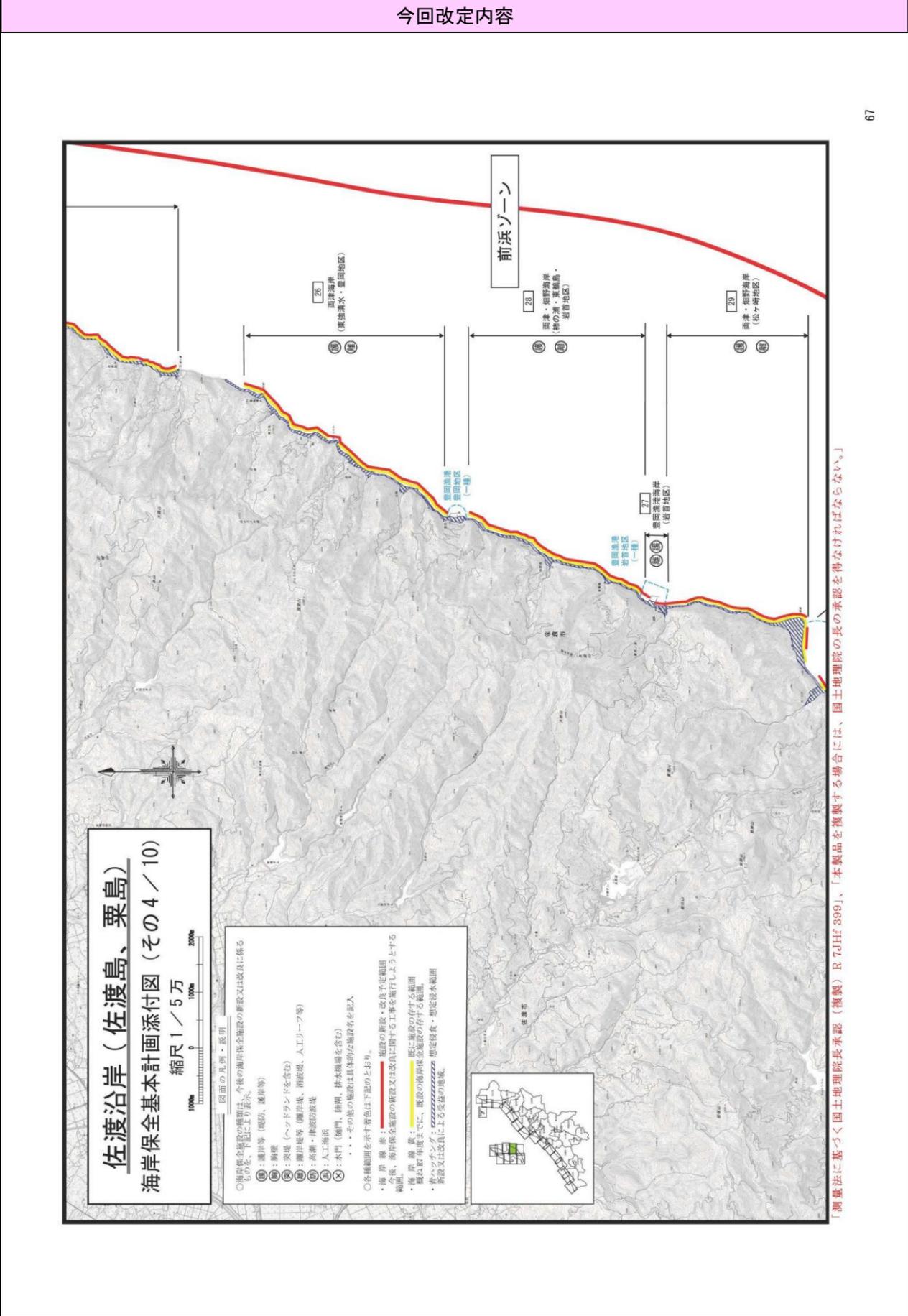
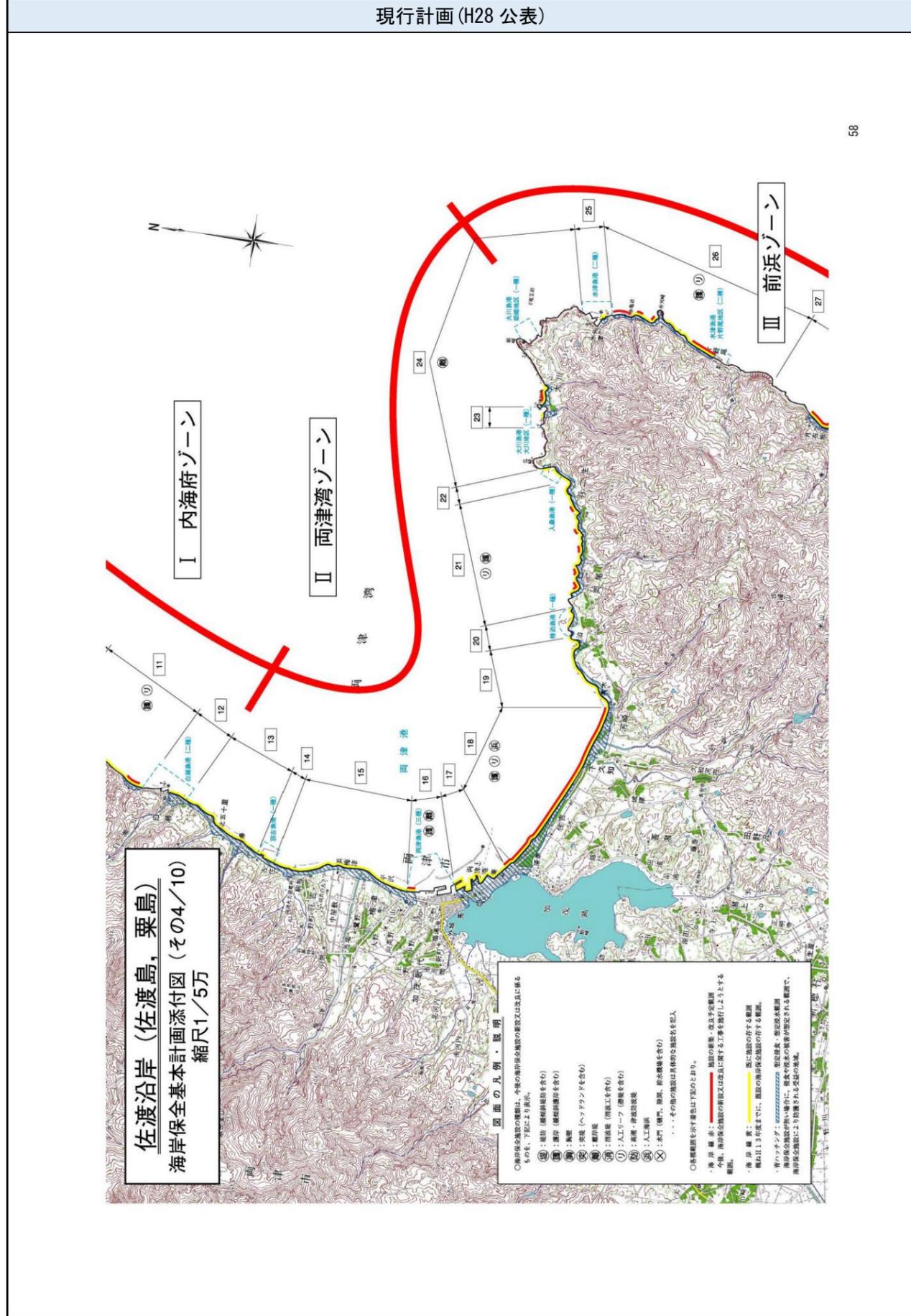
沿岸区分	区区分	管理番号	区域	配	地区	規模		主要な施設の種別	計画施設	地域	状況	維持又は修繕の方法	備考												
						延長(m)	目安高(m)																		
佐賀県	105	建設	西津海岸(北島島・御地区)	佐賀市	佐賀市御	500	I.P.+7.5	護岸、消波堤、人工リーフ	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	森林	堤及び一部区間に住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築等による影響を把握し、施設の状態を把握し、必要に応じて修繕を行う。	佐賀県杵築市御地区												
														106	建設	西津海岸(御地区)	佐賀市御	838	I.P.+7.1	護岸、消波堤、人工リーフ	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築等による影響を把握し、必要に応じて修繕を行う。	佐賀県杵築市御地区
佐賀県	108	建設	西津海岸(御東地区)	佐賀市御	1,000	I.P.+7.2	護岸、消波堤、消波工、突堤	護岸等※1、護岸等※2	佐賀市の一部	住宅地、農地	住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築等による影響を把握し、必要に応じて修繕を行う。	佐賀県杵築市御地区													
													109	撤廃	栗島海岸	栗島浦村内浦(栗島海岸)	293	I.P.+9.1	護岸、消波工	護岸等※1、護岸等※2	栗島浦村の一部	住宅地、公共用地、その他	海面上に住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築等による影響を把握し、必要に応じて修繕を行う。	熊本県津久喜市栗島浦	
																									110
熊本県	111	撤廃	釜谷海岸	釜谷浦村釜谷(釜谷海岸)	228	I.P.+12.5	護岸、消波工	護岸等※1、護岸等※2	釜谷浦村の一部	住宅地、公共用地、その他	一部区間に住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築等による影響を把握し、必要に応じて修繕を行う。	熊本県津久喜市釜谷													
													熊本県	112	建設	釜谷海岸(釜谷・赤石地区)	釜谷浦村釜谷	324	I.P.+8.7	護岸、消波工、護岸	護岸等※1、護岸等※2	釜谷浦村の一部	公共用地、その他	一部区間に住宅が近接しており、緊急対策施設が整備されている。また、日常的な海岸利用が多いことから、新築等による影響を把握し、必要に応じて修繕を行う。	熊本県津久喜市釜谷

※1.施設の種別等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※2.施設の種別等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。
 ※3.計画防備高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の高上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
<p style="text-align: center;">佐渡沿岸における海岸保全基本計画添付図の位置図</p>	<p style="text-align: center;">図-2.4.1 佐渡沿岸における海岸保全基本計画添付図の位置図</p>
54	63

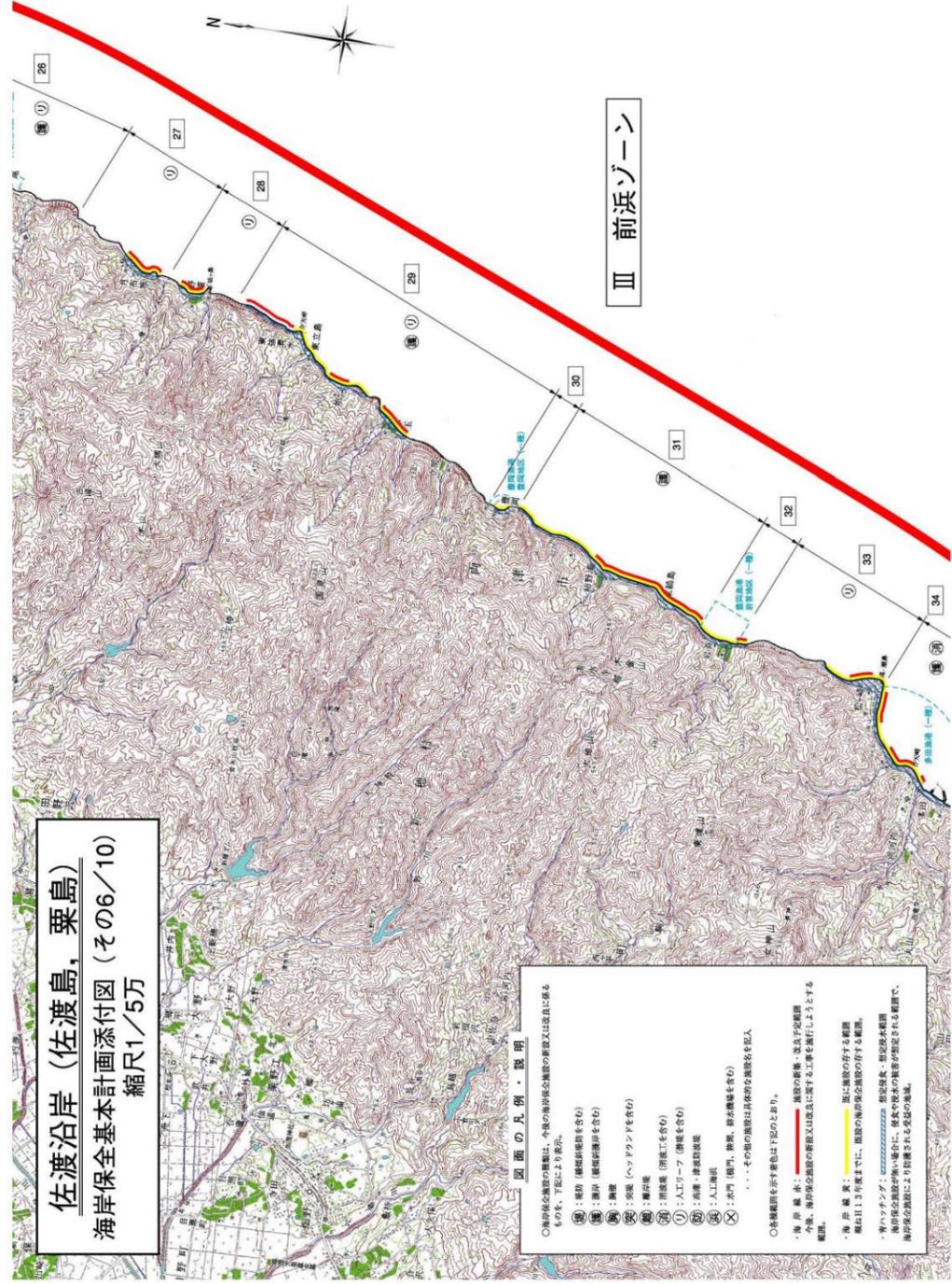
■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理



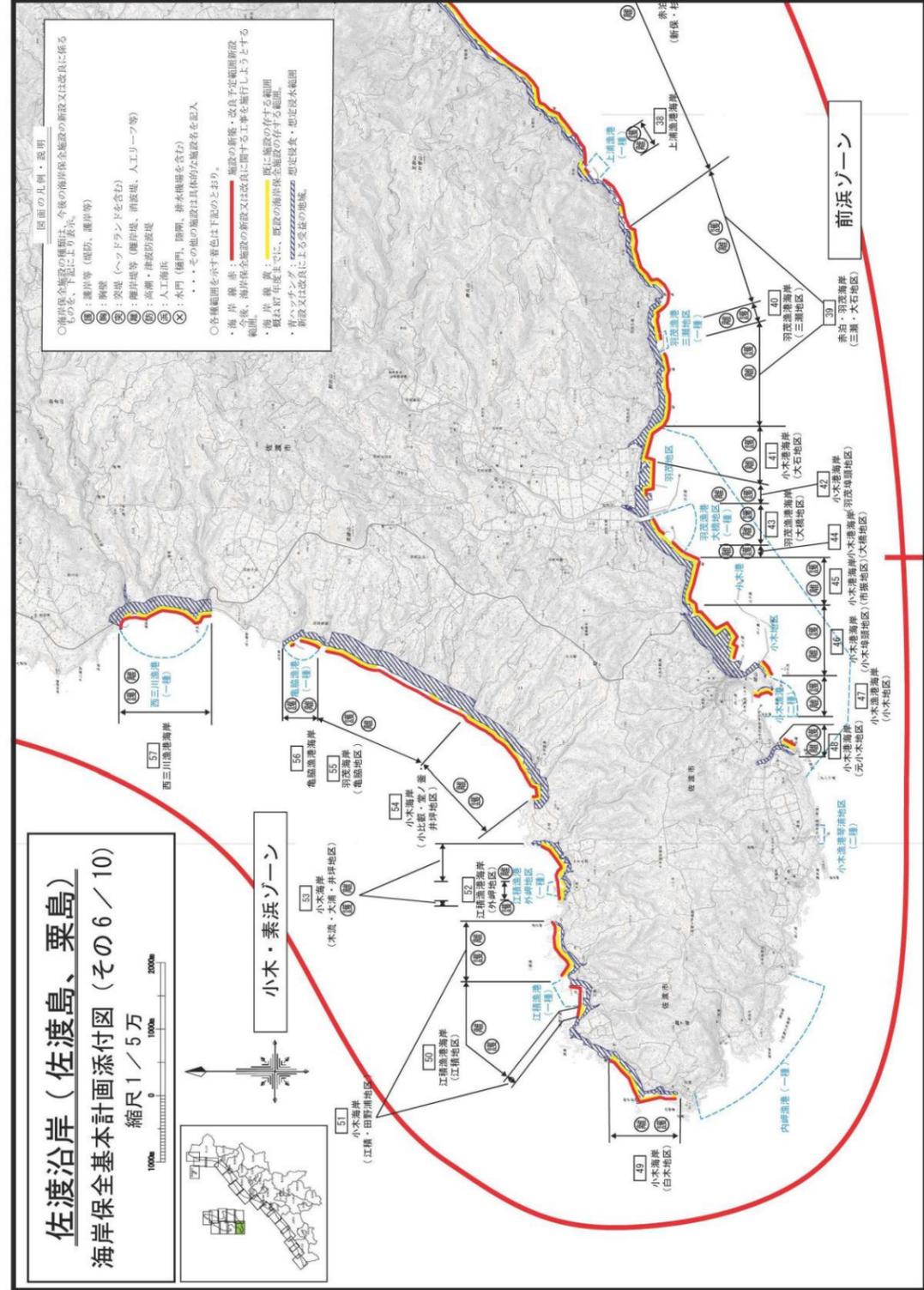
〔測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHF 399〕、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画(H28公表)

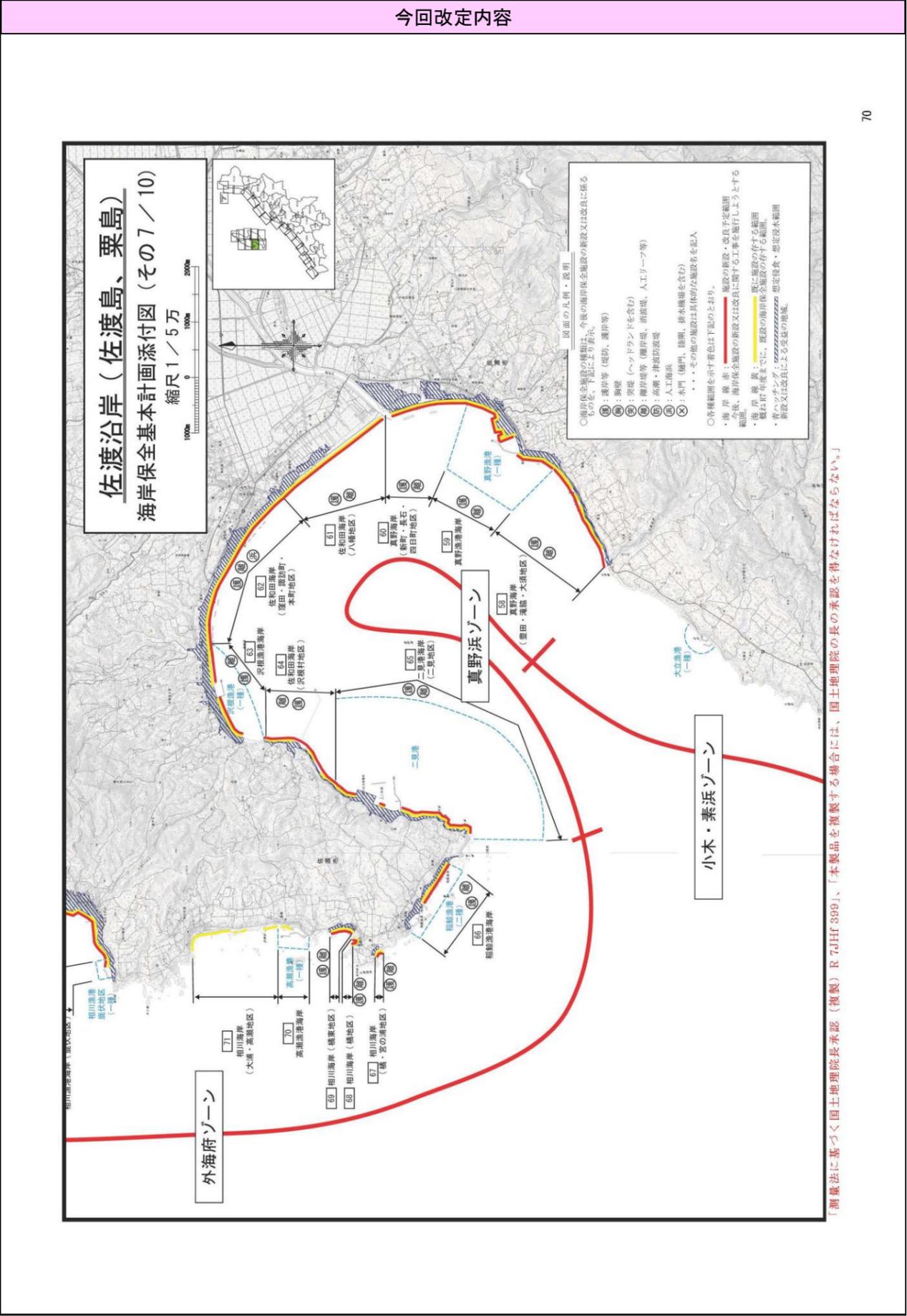
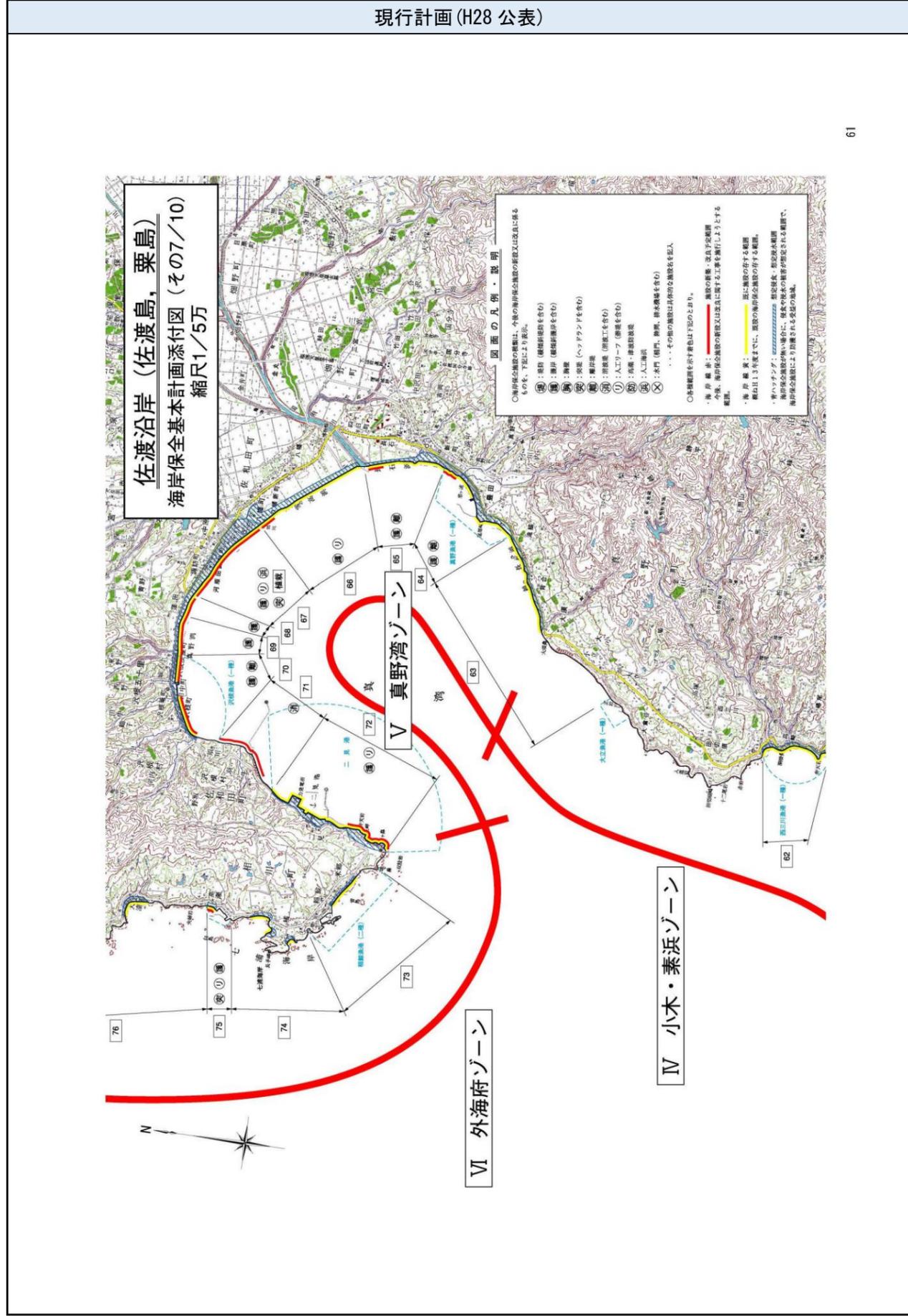


今回改定内容



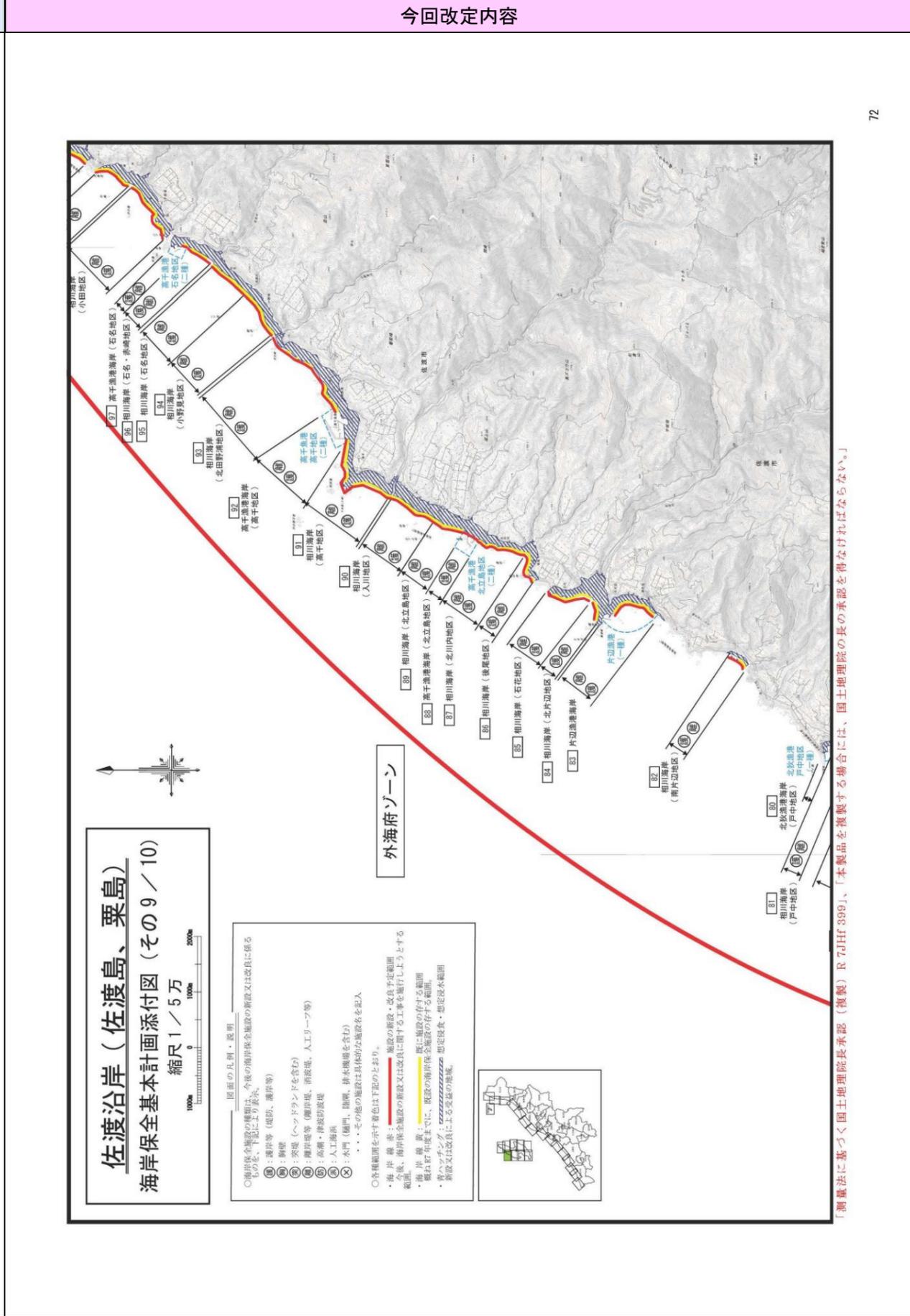
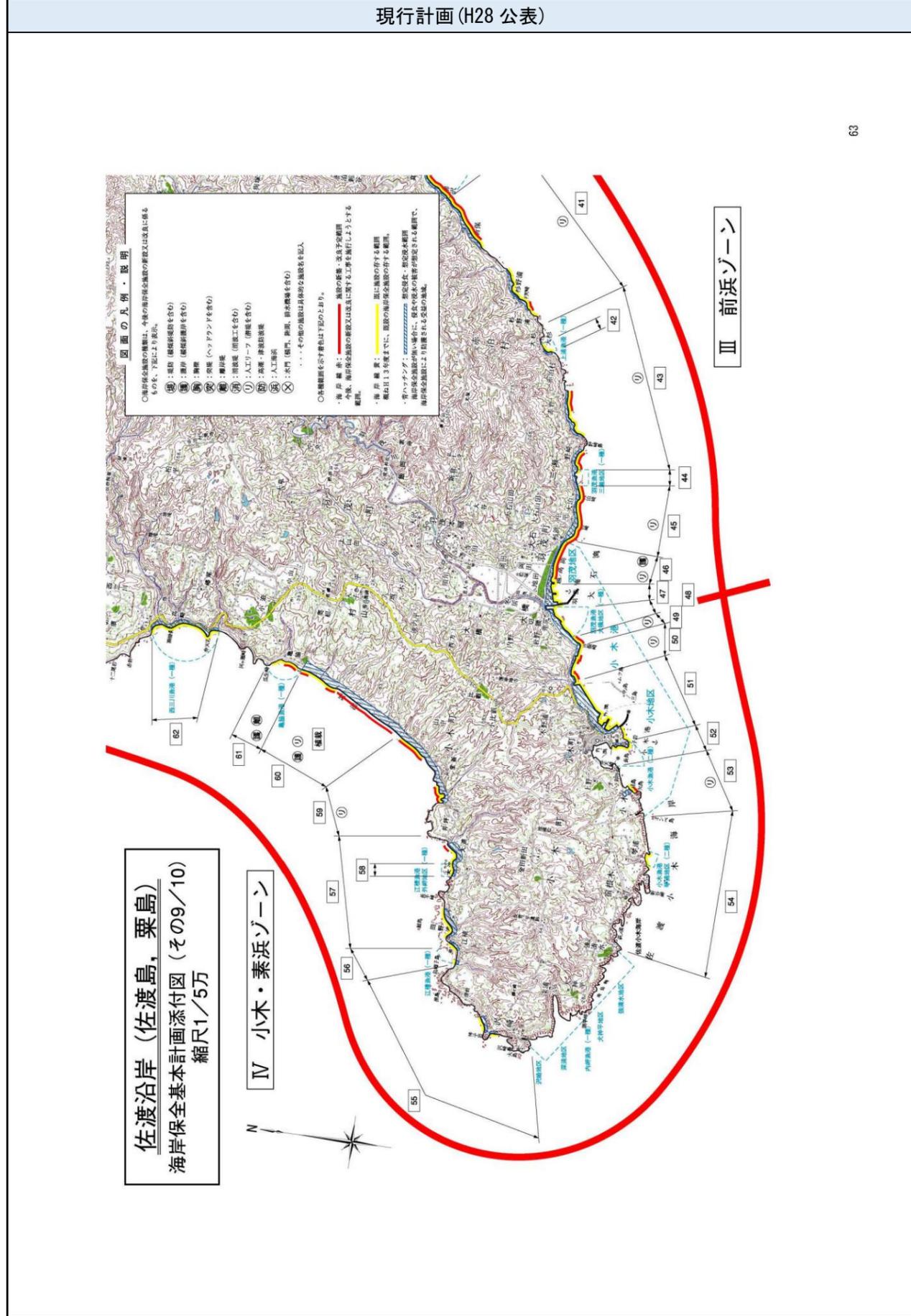
〔測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R7JHF399〕、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理



〔測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHF 399〕、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理



■ 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理

現行計画 (H28 公表)	今回改定内容
<div data-bbox="468 451 1083 619" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>佐渡沿岸（佐渡島、粟島） 海岸保全基本計画添付図（その10/10） 縮尺1/5万</p> </div> <div data-bbox="445 619 1261 1333"> </div> <div data-bbox="468 1365 756 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>VII 粟島ゾーン</p> </div> <div data-bbox="875 1123 1276 1680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">図面の凡例・説明</p> <p>○海岸保全施設の種別は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④：堤防（緩傾斜堤防を含む） ⑤：護岸（緩傾斜護岸を含む） ⑥：胸壁 ⑦：突堤（ヘッドランドを含む） ⑧：離岸堤 ⑨：消波堤（消波工を含む） ⑩：人工リーフ（潜堤を含む） ⑪：高潮・津波防護堤 ⑫：人工海浜 ⑬：水門（橋門、陸門、排水機場を含む） ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入 <p>○各種範囲を示す着色は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線赤： 施設の新築・改良予定範囲 今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。 ・海岸線黄： 既に施設が存在する範囲 概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設が存在する範囲。 ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲 海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。 </div>	<div data-bbox="1587 1354 1765 1879" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>佐渡沿岸（佐渡島、粟島） 海岸保全基本計画添付図（その10/10） 縮尺1/5万</p> </div> <div data-bbox="1573 378 2626 1543"> </div> <div data-bbox="2329 861 2374 1039" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>VII 粟島ゾーン</p> </div> <div data-bbox="2270 409 2611 787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">図面の凡例・説明</p> <p>○海岸保全施設の種別は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④：堤防等（堤防、護岸等） ⑤：突堤（ヘッドランドを含む） ⑥：護岸等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等） ⑦：高潮・津波防護堤 ⑧：人工海浜 ⑨：水門（橋門、陸門、排水機場を含む） ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入 <p>○各種範囲を示す着色は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸線赤： 施設の新築・改良予定範囲 今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。 ・海岸線黄： 既に施設が存在する範囲 概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設が存在する範囲。 ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲 海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。 </div>

■ 3. 計画の見直しと留意すべき事項

現行計画(H28公表)	今回改定内容
<p>3. 計画の見直しと留意すべき事項</p> <p>本計画に定めた基本的事項は、佐渡沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。</p> <p>しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、見直しを図るものとする。</p> <p>このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。</p> <p>また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。</p> <p>他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。</p> <p>今後は、本計画に掲げた施策の実効的かつ効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。</p> <p>また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。</p>	<p>3. 計画の見直しと留意すべき事項</p> <p>本計画に定めた基本的事項は、佐渡沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。</p> <p>しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、見直しを図るものとする。</p> <p>このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。</p> <p>また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。</p> <p>他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。</p> <p>今後も、本計画に掲げた施策の実効的かつ効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。</p> <p>また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。</p>

